

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の
運営に関する実態調査
結果報告書

平成 27 年 9 月
総務省行政評価局

前書き

再生可能エネルギー（注1）は重要な低炭素の国産エネルギー源であり、その利用の促進を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、平成24年7月から固定価格買取制度（注2）が導入された。同法では、エネルギー基本計画が変更された場合には、その内容を踏まえ、再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

平成26年4月にエネルギー基本計画が変更されたが、変更後の「エネルギー基本計画」（平成26年4月11日閣議決定）においては、再生可能エネルギーについて、今後、これまでに示された水準（平成32年に13.5%、42年に約2割）を更に上回る水準の導入を目指すこととされている。さらに、平成27年7月16日に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、42年度には、総発電電力量が1兆650億kWh（キロワット時）程度になると見通した場合、再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は22%から24%になるとされている。

また、再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は、平成23年度には10.4%（9,550億kWhのうち996億kWh）だったが、26年度には12.2%（9,101億kWhのうち1,113億kWh）となっており、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる。一方、再生可能エネルギーの導入が進むに従い、電気使用者の負担は年々増加しており、平成27年度における電気使用者への賦課金総額は約1兆3,222億円の見込みとなっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

（注1） 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

（注2） 電力会社が電気使用者への賦課金を原資として再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を固定価格で買い取る制度

目 次

第1 実態調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要	3
2 発電設備の認定状況	
(1) 認定の取消し等の状況	17
(2) 「分割案件」の確認状況	28
3 電力系統への接続状況	49
4 固定価格買取制度に係る収支状況	72
5 費用負担調整業務の実施状況	
(1) 交付金交付等業務の実施状況	84
(2) 費用負担調整事務費の状況	90

図 表 目 次

1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要	
	表 1-① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組み	9
	表 1-② 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する法令	10
	表 1-③ 再生可能エネルギー発電設備の導入状況	13
	表 1-④ 電源別の発電電力量	13
	表 1-⑤ 買取価格の状況	14
	表 1-⑥ 賦課金の状況	15
	表 1-⑦ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し	15
2	発電設備の認定状況	
	(1) 認定の取消し等の状況	
	表 2-(1)-① 発電設備の認定に関する法令	20
	表 2-(1)-② 認定の失効に関する通知	21
	表 2-(1)-③ 平成 24 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備に 関する認定の取消状況	23
	表 2-(1)-④ 運転開始に至っていない発電設備についての聴聞の実施状況	24
	表 2-(1)-⑤ 聴聞を実施した設備の場所及び設備の決定等の状況	25
	表 2-(1)-⑥ 場所又は設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況	25
	表 2-(1)-⑦ 運転開始の見通しが立っていないと考えられる発電設備の状況	25
	表 2-(1)-⑧ 認定時に場所及び設備が確保されていなかった出力 50kW 以上の 太陽光発電設備の失効状況	27
	(2) 「分割案件」の確認状況	
	表 2-(2)-① 「分割案件」のイメージ図	32
	表 2-(2)-② 「分割案件」に関する法令等	32
	表 2-(2)-③ 太陽光発電設備に関する主な安全規制	35
	表 2-(2)-④ 経済産業省が J P - A C へ委託している「再生可能エネルギー 発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」に係る 委託費（実績）の推移	35
	表 2-(2)-⑤ 経済産業省が J P - A C へ委託している「再生可能エネルギー 発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」の内容 （平成 26 年度）	36
	表 2-(2)-⑥ 「分割案件」の確認の主な流れ	37
	表 2-(2)-⑦ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行って いない設備数	38
	表 2-(2)-⑧ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行って	

	いない設備の例	39
表 2-(2)-⑨	J P-A Cから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて一旦申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定されている例	40
表 2-(2)-⑩	「分割案件」のおそれがある設備について、J P-A Cに「特段の理由の確認」を依頼しなかった理由	41
表 2-(2)-⑪	「分割案件」のおそれがあると認めた設備数	42
表 2-(2)-⑫	「分割案件」のおそれがあると認めた 712 設備の出力別内訳	42
表 2-(2)-⑬	認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、変更届出時に経済産業局が「特段の理由の確認」を行っていない例	43
表 2-(2)-⑭	電力会社からの情報提供状況	45
表 2-(2)-⑮	当省の指摘を受けて、「分割案件」のおそれがあると電力会社が認識した例	47
3	電力系統への接続状況	
表 3-①	電力系統への接続に関する法令	53
表 3-②	「再生可能エネルギーの系統連系について」(平成 24 年 12 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー対策課) <抜粋>	54
表 3-③	電力系統への接続手続の主な流れ	59
表 3-④	書面調査の対象とした出力 10kW 以上の太陽光発電設備の運転状況等	59
表 3-⑤	実地調査した発電設備数等	60
表 3-⑥	工事費負担金が減額となる案が採用された例	61
表 3-⑦	調査対象発電設備の工事費負担金の中央値等	61
表 3-⑧	工事費負担金内訳の提示状況(出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備)	62
表 3-⑨	工事費負担金内訳の提示内容が不十分であった例(出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備)	63
表 3-⑩	工事費負担金内訳の提示内容が不十分であったことについての各電力会社の意見等	65
表 3-⑪	発電事業者が工事費負担金の内訳又は詳細な内訳の提示を求めたものの断られた例	68
表 3-⑫	工事費負担金内訳の提示状況(出力 50kW 以上の発電設備)	69
表 3-⑬	工事費負担金内訳の提示内容が不十分であった例(出力 50kW 以上の太陽光発電設備)	70
表 3-⑭	中国電力株式会社が行った工事費負担金の算定方法の見直し内容	71
4	固定価格買取制度に係る収支状況	
表 4-①	固定価格買取制度における納付金、交付金等に関する法令	75
表 4-②	賦課金単価算定の際の買取電力量見込みと実績	78

表 4-③	納付金収入と交付金支出の差額	79
表 4-④	調整業務規程（平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日一部改正認可）＜抜粋＞	79
表 4-⑤	交付金の財源不足に伴う借入額等	80
表 4-⑥	費用負担調整機関における借入れの実施状況	80
表 4-⑦	賦課金単価の算定方法	81
表 4-⑧	各年度の賦課金単価の算定方法	82
5	費用負担調整業務の実施状況	
(1)	交付金交付等業務の実施状況	
表 5-(1)-①	調整業務規程（平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日一部改正認可）＜抜粋＞	86
表 5-(1)-②	納付金及び交付金の算定式	87
表 5-(1)-③	電気事業者の自己申告による買取電力量等の訂正状況	88
表 5-(1)-④	買取電力量等の訂正理由等	89
(2)	費用負担調整事務費の状況	
表 5-(2)-①	費用負担調整事務費の内訳	92
表 5-(2)-②	システム業務等の委託内容	93

第 1 実態調査の目的等

1 目的

この調査は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

経済産業省

(2) 関連調査等対象機関

事業者、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局

全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所

12 事務所（青森、秋田、山形、茨城、長野、富山、鳥取、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

4 実施時期

平成 26 年 12 月～27 年 9 月

5 用語の説明

本結果報告書における次の用語の定義は、それぞれ右のとおりである。

- (1) 電気事業者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（一般の需要に応じて電気を供給する事業を行う者）、同項第 6 号に規定する特定電気事業者（特定の供給地点における需要に応じ、電気を供給する事業を行う者。特定の地域内で、発電、送電及び配電に係る全ての設備を独自に有する。）及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者（一定規模以上の需要に対応した電気の供給を行う事業者。多くは自ら維持運用する電線路を有さず、一般電気事業者が維持運用する電線路を通じて電気の供給を行う。）をいう。
- (2) 電力会社 電気事業者のうち一般電気事業者をいう。北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社（いわゆる「10 電力会社」）のこと。

- (3) 発電事業者 電気事業者による再生可能エネルギーによる電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の認定に係る発電に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気を供給しようとする者をいう。

第2 調査結果

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは重要な低炭素の国産エネルギー源であり、平成24年7月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づく固定価格買取制度等により、その利用促進が図られている。</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、電気使用者が支払う賦課金を原資として、再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）を、電気事業者が一定の期間、固定価格で買い取る制度である。</p> <p>再生可能エネルギー電気は必ずしも供給が安定せず、化石燃料由来の電気に比べれば割高であるため、電気事業者が進んでこれを利用しようとする誘因が乏しい。また、再生可能エネルギー発電設備の設置費用を回収できる価格で電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取る保証もないことから、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者が設備投資をちゅうちよし、設備の大量導入によるコストダウンも進まないという課題があった。</p> <p>こうした課題を解消するため、固定価格買取制度では、電気事業者が、再生可能エネルギー電気を一定の期間にわたり固定価格で買い取る契約を申し込まれたときは、正当な理由がある場合を除き、契約の締結を拒んではならないこととし（法第4条）、電気事業者が、その電力系統に再生可能エネルギー発電設備を接続することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、拒んではならないこととしている（法第5条第1項）。買取期間及び買取価格については、経済産業大臣が、毎年度、当該年度の開始前に、通常要すると認められる費用等を基礎に発電事業者が受けるべき適正な利潤等を勘案し、経済産業省に置かれる調達価格等算定委員会の意見を尊重等して定めることとしている（法第3条）。また、再生可能エネルギー発電設備については、一定の期間にわたり安定的かつ効率的に発電することが求められるため、経済産業大臣が、一定の要件を満たしていることの認定を行っている（法第6条）。</p> <p>他方、買取義務を課せられた電気事業者は、自らの効率化努力では回避し難い支出を強いられることになる。この点、再生可能エネルギー</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②</p>

一電気の利用促進は、温室効果ガスの排出量削減などの形で電気使用者が利益を享受することとなることから、電気事業者の支出については、賦課金という形で電気使用者に転嫁することとしている（法第 16 条）。加えて、地域により再生可能エネルギー電気の賦存量が異なることによる電気使用者の負担の不公平を回避するため、電気使用者が支払う賦課金の単価は全国一律のものとし、毎年度、年度の開始前に、当該年度の買取電力量等を見込んで経済産業大臣が定めることとしている（法第 12 条第 2 項）。

また、再生可能エネルギー発電設備が多い地域にある電気事業者は買取額の合計額が賦課金の合計額よりも多くなり、逆の場合には賦課金の合計額が買取額の合計額よりも多くなるのが想定される。このため、電気事業者間の費用負担の平準化を目的に、経済産業大臣から全国を通じて一個に限り指定された費用負担調整機関が、経済産業大臣の監督の下、電気事業者間の費用負担を調整することとしている（法第 19 条）。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等

ア 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

固定価格買取制度開始前（平成 24 年 6 月末）までの再生可能エネルギー発電設備の導入量（運転を開始した発電設備の容量）は約 2,060 万 kW であった。同制度開始後、新たに認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の導入量は、平成 27 年 3 月末時点で、約 1,876 万 kW となっており、合計では約 3,936 万 kW であり、同制度開始前の約 1.9 倍の導入量となっている。

表 1-③

増加した導入量約 1,876 万 kW の内訳をみると、太陽光発電設備がそのほとんどを占めており（約 1,811 万 kW（約 96.5%））、さらに、太陽光発電設備の内訳をみると、出力 10kW 以上の太陽光発電設備がそのほとんどを占めている（約 1,501 万 kW（約 82.9%））。

なお、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合をみると、平成 23 年度には 10.4%（9,550 億 kWh のうち 996 億 kWh）であったものが、26 年度には 12.2%（9,101 億 kWh のうち 1,113 億 kWh）となっている。

表 1-④

イ 買取価格の状況

買取価格は、発電設備の区分（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス）、設置の形態及び規模ごとに設定されている。太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格については、太陽光パネルの価格低下等を踏まえて年々低下（出力 10kW 以上の場合、平成 24 年度は 40 円/kWh であったものが 27 年 7 月以降は 27 円/kWh）しているが、その他の発電設備に係る買取価格については、制度導

表 1-⑤

入時から据え置かれている。

ウ 賦課金の状況

賦課金単価は、平成 24 年度は 0.22 円/kWh、25 年度は 0.35 円/kWh、26 年度は 0.75 円/kWh 及び 27 年度は 1.58 円/kWh となっている。

平成 27 年度では、電気使用量が 300kWh/月の標準家庭の場合、賦課金月額が 474 円、年額は 5,688 円となり、賦課金総額は約 1 兆 3,222 億円となる見込みである。

また、これまでの賦課金総額の実績は、平成 24 年度は 1,302 億円、25 年度は 3,190 億円及び 26 年度は 6,360 億円となっている。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営の改善

経済産業省では、固定価格買取制度の運用実態を踏まえ、これまで以下のような運営の改善を行ってきた。

ア 太陽光発電設備の場所及び設備が未決定の場合の認定の取消し・失効

平成 26 年度までに認定を受けた太陽光発電設備については、設備認定時又は電力会社への接続契約申込時のいずれか遅い方の買取価格が適用されることとなっており（平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 1 項、第 2 項及び第 3 項）、設備認定を受けてから接続契約を申込み場合が多いことから、通常は接続契約申込時の買取価格が適用されている。太陽光発電設備の中には、設備認定を取得し、接続契約を申し込んで買取価格を確定させておきながら、太陽光パネルの価格の低下を見込んで発電設備の発注等を行わない案件が存在するといわれている。太陽光パネルの価格低下等を反映して太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格が年々低下していることから、認定を受けながら理由なく着工に至らない太陽光発電設備について一度適用された買取価格の適用を維持することは、発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担を増加させるおそれがある。

このため、経済産業省は、平成 24 年度及び 25 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備を対象に、法に基づく報告徴収を実施し、その結果、場所及び設備が未決定であると認められたものについては、聴聞を経た上で認定を取り消すこととした。

また、平成 26 年度からは、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、原則として認定が失効する取扱いとした。

イ 「分割案件」の不認定

出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、電気事業法（昭和 39

表 1-⑥

年法律第 170 号) に基づく電気主任技術者の選任、工事着工前までの保安規則の届出等の安全規制がかかることなどから、本来であれば出力 50kW 以上の規模である太陽光発電設備を、同一の場所において出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件が存在するといわれている。

また、上記アのとおり、平成 26 年度からは、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、原則として認定が失効する取扱いとしており、出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請することは、一定期間内の場所及び設備の確保義務の履行を回避することにもなる。

このため、経済産業省は、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするいわゆる「分割案件」については、平成 26 年度から、原則として認定しないこととした(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。)第 8 条第 1 項第 13 号)。

ウ 太陽光発電設備に適用される買取価格の決定時期等の見直し

上記アのとおり、認定を受けながら理由なく着工に至らない太陽光発電設備について一度適用された買取価格の適用を維持することは、発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担を増加させるおそれがある。

このため、経済産業省は、太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格の決定時期を発電設備の運転開始時により近づけるため、平成 27 年から、買取価格の決定時期を「接続契約申込時」から「接続契約締結時」に変更するとともに、発電出力の増加等を行った場合には、その時点での買取価格を適用することとした。

エ 出力制御ルールの見直し

電力の需要と供給のバランスが崩れると停電などの事故が発生し、電力の安定供給に支障をきたすおそれがある。このため、電気事業者は、自らの発電設備の出力抑制等を行ったとしても電力の供給が需要を上回る場合、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電設備に対して、年間 30 日を上限に無補償で出力抑制を求めることができることとされていた。

しかし、北海道において、認定された太陽光発電設備を全て接続すると、電気の需要と供給のバランスが崩れ、電気の安定供給に支障をきたすおそれが生じたことから、経済産業大臣が指定した電気事業者(指定電気事業者)は、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電

表 1-⑦

表 1-⑦ (再掲)

設備のうち経済産業大臣が指定した発電設備については、年間 30 日を超えても無補償で出力抑制を求めることができることとし、経済産業大臣は、平成 25 年 7 月に、北海道電力株式会社を太陽光発電設備について指定電気事業者指定している。

また、平成 26 年 9 月に、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社においては、接続申込分を全て接続した場合、上記の出力 500kW 以上の発電設備の出力制御ルールを適用してもなお電力の需要と供給のバランスが崩れ、電力の安定供給が困難となるおそれがあることから、接続可能量を見極める検討を行うため、接続申込みに対する回答を当分の間保留する等の事態が発生した。同じ 9 月には、沖縄電力株式会社が、再生可能エネルギー発電設備の接続申込みが接続可能量の上限に達した旨を公表した。

このため、経済産業省は、各電力各社の接続可能量を検証するとともに、きめ細かく出力制御を行うことによって再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため、北海道電力株式会社に加え、東北電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社並びに接続可能量の検証を行った北陸電力株式会社及び中国電力株式会社についても、平成 26 年 12 月に、太陽光発電設備について指定電気事業者指定した。さらに、平成 27 年 1 月から、出力抑制の対象範囲を 500kW 以上の太陽光・風力発電設備から全ての太陽光・風力発電設備に拡大するとともに、出力抑制の単位を日単位（年間 30 日）から時間単位（年間 360 時間等）に変更した。

オ 電力系統の接続枠の「空押さえ」の防止

固定価格買取制度開始以降、事業化の熟度が低い案件であっても、正式な接続契約締結前に電力系統の接続枠を確保できる場合があったため、接続枠を確保したまま事業化に至らない、接続枠のいわゆる「空押さえ」となる案件がみられた。

このため、経済産業省は、平成 27 年 1 月から、接続契約締結時に電力会社が接続枠を確定させることとした上で、発電事業者が、接続契約締結後 1 か月以内に工事費負担金を支払わない場合又は接続契約締結時に定めた再生可能エネルギー電気の供給開始予定日までに特段の理由なく供給を開始しない場合には、電力会社が接続契約を解除できることとした。

(4) 固定価格買取制度の在り方についての見直しの必要性

政府は、エネルギー基本計画を変更した場合には、その内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギーの利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必

表 1-⑦（再掲）

表 1-②（再掲）

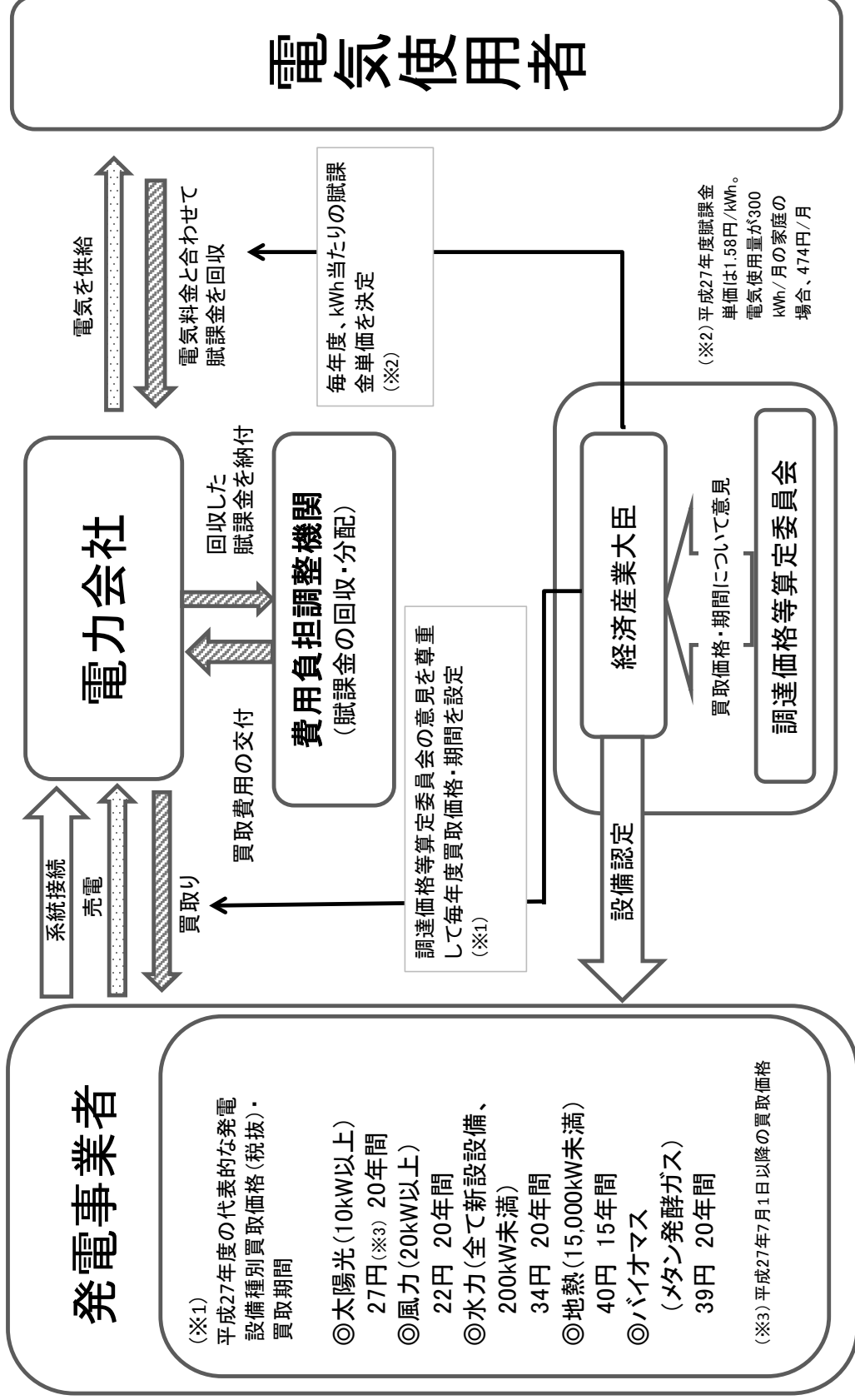
要な措置を講ずることとされている（法附則第10条）。

平成26年4月にエネルギー基本計画が変更されたが、変更後の「エネルギー基本計画」（平成26年4月11日閣議決定）では、「固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度について、（略）再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組合せを構築することを軸として、（略）総合的に検討」するとされており、平成26年6月から経済産業省総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会において総合的な検討が行われている。

また、平成27年7月16日に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、「固定価格買取制度については、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっている一方で、特に太陽光に偏った導入が進んだことや国民負担増大への懸念を招いたこと、電力システム改革が進展すること、電力の安定供給への影響等も勘案し、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う」とされている。

再生可能エネルギーについては今後とも増加が見込まれる一方、太陽光に偏った導入や電力会社への接続の制約等が認められることから、再生可能エネルギーの利用の促進と電気使用者の負担増加の抑制を両立するため、速やかに固定価格買取制度の在り方について見直しを行う必要がある。

表1-① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組み



(注) 経済産業省等の資料に基づき当省が作成した。

表 1-② 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<抜粋>
(調達価格及び調達期間)

第3条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

6～9 (略)

(特定契約の申込みに応ずる義務)

第4条 電気事業者は、特定供給者から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約（当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間）にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約を

いう。以下同じ。)の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める 正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

2～4 (略)

(接続の請求に応ずる義務)

第5条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。
- 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2～4 (略)

(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第6条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2～8 (略)

(納付金の額)

第12条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(賦課金の請求)

第16条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

(費用負担調整機関の指定等)

第19条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一～五 (略)

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。
- 二 電気事業者に対し交付金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3～5 (略)

附 則

(見直し)

第10条 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。

4・5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③ 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

(単位:万 kW、件、%)

再生可能 エネルギー 発電設 備の区 分等	固定価格買 取制度開始 前(平成 24 年 6 月末時 点)の容量 A	固定価格買取制度開始後(平成 27 年 3 月末時点)					累積 導入容量 F (A+E)	固定価 格買取 制度開 始前の 容量と 累積導 入容量 との比 較 F/A
		設備認定		導入(運転開始)		運転開始 に至っ ていな いもの 上段: B-D 下段: C-E		
		件数 B	容量 C	件数 D	容量 E			
太陽光	約 560 (27.2)	1,663,777 (99.9)	8,263.1 (94.2)	981,499 (100.0)	1,810.8 (96.5)	682,278 6,452.3	2,370.8 (60.2)	4.2
10kW 未満	約 470 (22.8)	850,249 (51.1)	379.3 (4.3)	706,044 (71.9)	309.7 (16.5)	144,205 69.6	779.7 (19.8)	1.7
10kW 以上	約 90 (4.4)	813,528 (48.9)	7,883.8 (89.9)	275,455 (28.1)	1,501.1 (80.0)	538,073 6,382.7	1,591.1 (40.4)	17.7
風力	約 260 (12.6)	315 (0.02)	229.1 (2.6)	45 (0.005)	33.1 (1.8)	270 196	293.1 (7.4)	1.1
水力	約 960 (46.6)	388 (0.02)	65.6 (0.7)	95 (0.01)	8.9 (0.5)	293 56.7	968.9 (24.6)	1.0
地熱	約 50 (2.4)	41 (0.002)	7.1 (0.08)	11 (0.001)	0.5 (0.03)	30 6.6	50.5 (1.3)	1.0
バイオマ ス	約 230 (11.2)	280 (0.02)	202.7 (2.3)	95 (0.01)	22.4 (1.2)	185 180.3	252.4 (6.4)	1.1
合計	約 2,060	1,664,801	8,767.6	981,745	1,875.7	683,056 6,891.9	3,935.7	1.9

- (注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 3 () 内は、合計に対する割合である。

表 1-④ 電源別の発電電力量

(単位:億 kWh、%)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
火力	7,536 (78.9)	8,307 (88.3)	8,300 (88.3)	7,987 (87.8)
原子力	1,018 (10.7)	159 (1.7)	93 (1.0)	0 (0.0)
再生可能エネルギー	996 (10.4)	941 (10.0)	1,004 (10.7)	1,113 (12.2)
水力	863 (9.0)	787 (8.4)	800 (8.5)	818 (9.0)
合計	9,550	9,408	9,397	9,101

- (注) 1 電気事業連合会の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 3 () 内は、合計に対する割合である。

表 1-⑤ 買取価格の状況

(単位：円/kWh、年)

区分			買取価格				買取期間	
			平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
太陽光	出力 10kW 以上		40	36	32	29	20	
						27		
	出力 10kW 未満	自家発電設備等併設なし	出力制御対応機器設置義務なし	42	38	37	33	10
			出力制御対応機器設置義務あり				35	
	自家発電設備等併設	自家発電設備等併設	出力制御対応機器設置義務なし	34	31	30	27	
			出力制御対応機器設置義務あり				29	
風力	出力 20kW 以上		22		36		20	
					22			
	出力 20kW 未満				55			
水力	出力 1,000kW 以上 3 万 kW 未満		24		24		20	
					14			
	出力 200kW 以上 1,000kW 未満		29		29			
					21			
	出力 200kW 未満		34		34			
					25			
地熱	出力 1.5 万 kW 以上		26				15	
	出力 1.5 万 kW 未満		40					
バイオマス	木質（間伐材等）	出力 2,000kW 以上	32			32	20	
		出力 2,000kW 未満				40		
	木質（製材端材、農作物残さ等）		24					
	木質（建設資材廃棄物）		13					
	一般廃棄物等（食品残さ等）		17					
	メタン発酵ガス（バイオマス由来）		39					

- (注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 太陽光発電設備の出力 10kW 以上の平成 27 年度の上段は、平成 27 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの買取価格。下段は、同年 7 月 1 日以降の買取価格。
- 3 出力 10kW 未満の太陽光発電設備以外の発電設備に係る買取価格は、上記に消費税を加えた額となる。
- 4 ①特定の補助金の交付を受けて設置された発電設備に係る買取価格、②法の施行の日前に発電を開始した発電設備に係る買取期間、③特例太陽光発電設備（廃止された「太陽光発電の余剰電力買取制度」の対象であった太陽光発電設備で固定価格買取制度に移行した設備）に係る買取価格及び買取期間は、別途定められている。

表 1-⑥ 賦課金の状況

区 分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
賦課金単価 (円/kWh)		0.22	0.35	0.75	1.58
標準家庭 (電気使用量 300kWh/月) の賦課金の金額	月額 (円)	66	105	225	474
	年額 (円)	792	1,260	2,700	5,688
賦課金単価算定時の賦課金総額見込み (億円)		1,306	3,289	6,520	13,222
賦課金総額実績 (億円)		1,302	3,190	6,360	—

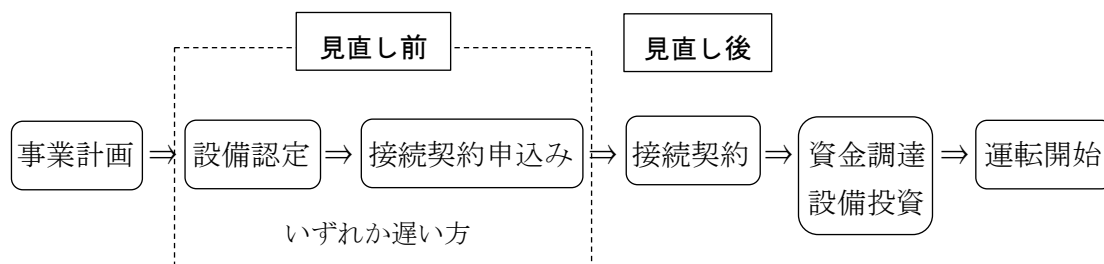
(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-⑦ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し

○ 太陽光発電設備に適用される買取価格の決定時期等の見直し

① 買取価格の決定時期の見直し

太陽光発電設備に係る買取価格の決定時期を、「接続契約申込時」から「接続契約時」に変更 (平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 4 項及び第 5 項) (平成 27 年 4 月 1 日以降に受領された接続契約申込みから適用)



② 運転開始前に発電出力の増加を行う場合等の買取価格の決定時期の見直し

i) 運転開始前に、発電出力の増加又は太陽電池の基本仕様の変更を行った場合、変更認定時の買取価格を適用することに変更するとともに (平成 27 年 2 月 15 日以降の変更認定申請から適用)、ii) 運転開始後に、発電出力の増加を行う場合、増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の買取価格を適用することに変更 (平成 27 年 4 月 1 日以降の別設備としての認定申請から適用) (施行規則第 10 条。平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 4 項及び第 5 項)

○ 出力制御ルールの見直し

① 出力抑制の対象及び単位の見直し

電気事業者が、自らの発電設備の出力抑制等を行ったとしても電力の供給が需要を上回る場合に求めることができる出力抑制の対象範囲を、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電設備から全ての太陽光・風力発電設備に拡大するとともに、出力抑制の単位を日数 (30 日/年) から時間 (太陽光 360 時間/年、風力 720 時間/年) に変更 (施行規則第 6 条第 3 号イ) (平成 27 年 1 月 26 日施行)

② 指定電気事業者の指定の拡大

出力抑制の上限（太陽光 360 時間/年、風力 720 時間/年）を超えても無補償で出力抑制を求めることができるものとして経済産業大臣が指定する電気事業者（指定電気事業者）に、従来の北海道電力株式会社のほか、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社を指定（平成 26 年経済産業省告示第 255 号）（平成 26 年 12 月 22 日施行）

○ **電力系統の接続枠の空押さへの防止**

電気事業者が電力系統への接続を拒むことができる正当な理由に、以下の①及び②を追加（施行規則第 6 条第 1 項第 4 号ホ及びへ）。（平成 27 年 1 月 26 日以降の接続契約申込みから適用）

- ① 接続契約の締結後 1 か月以内に工事費負担金が支払われない場合
- ② 接続契約上の運転開始予定日までに運転を開始しない場合

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

である。

ア 認定の取消状況

8 経済産業局において報告徴収の対象となった 4,650 設備（平成 24 年度に認定を受けた設備）のうち、報告徴収の取りまとめ結果の公表時点（平成 26 年 2 月 14 日）で運転開始に至っていなかったものは 3,198 設備となっている。

当該 3,198 設備についての平成 26 年 12 月 15 日時点での運転開始状況を当省が調査したところ、①運転開始済みのものは 1,370 設備（42.8%）、②廃止の届出があったものは 247 設備（7.7%）、③認定が取り消されたものは 56 設備（1.8%）、④運転開始に至っていないものは 1,525 設備（47.7%）となっている。

イ 聴聞の実施状況

平成 26 年 12 月 15 日時点で運転開始に至っていない 1,525 設備について、聴聞の実施状況を調査したところ、①聴聞を実施したものは 60 設備（3.9%）、②報告徴収後に場所及び設備の決定が確認されたため聴聞を実施しなかったものは 1,399 設備（91.7%）、③電力会社と接続協議中であることが確認できたため聴聞を猶予しているものが 66 設備（4.3%）となっている。

聴聞を実施した 60 設備については、①場所及び設備の決定が確認されたものは 53 設備（88.3%）、②電力会社と接続協議中であることが確認できたため取消しを猶予しているものは 3 設備（5.0%）、③場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため取消しを猶予しているものは 1 設備（1.7%）、④平成 26 年 12 月 15 日以降に認定が取り消されたものは 1 設備（1.7%）、⑤同日以降に廃止の届出があったものは 2 設備（3.3%）となっている。

なお、聴聞を猶予している発電設備について、経済産業省は、電力システムの制約から接続協議が長引いているものについては電力会社に接続可否の精査を依頼しており、接続承諾が得られたものから順次、聴聞を実施するとしている。

ウ 場所及び設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況

運転開始に至っていない上記 1,525 設備のうち、場所及び設備の決定が確認された発電設備（場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため認定の取消しを猶予している設備等を含む。）から任意に 104 設備を抽出して調査したところ、発電事業者に運転状況を確認できた 88 設備の運転開始状況は、①運転開始済みのもの又は運転開始の見通しが立っていると考えられるものは 81 設備（92.0%）、②廃止の届出があったもの又は廃止の届出を検討している

表 2-(1)-③

表 2-(1)-④

表 2-(1)-⑤

表 2-(1)-⑥

<p>ものは3設備(3.4%)、③運転開始の見通しが立っていないと考えられるものは4設備(4.5%)となっている。</p> <p>運転開始の見通しが立っていないと考えられる4設備のうち、1設備については、場所及び設備が決定していないため経済産業局が聴聞を実施したところ、建設予定地の占用及び工作物設置不許可処分について審査請求を行っていることが判明しており、審査請求の結果によっては認定を取り消し得るものとなっている。残りの3設備については、場所及び設備が決定しているため、認定の取消要件には該当しない。</p>	<p>表 2-(1)-⑦</p>
<p>エ 認定の失効状況</p> <p>8 経済産業局において、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請が到達し、かつ、認定時に場所及び設備が決定されていなかった出力 50kW 以上の太陽光発電設備のうち、同年 12 月 15 日現在で認定後 180 日を経過した 32 設備についてその失効状況を調査したところ、①失効したものは 11 設備 (34.4%)、②廃止の届出があったものは 2 設備 (6.3%)、③運転開始済みのは 1 設備 (3.1%)、④場所及び設備が決定していると確認されたものは 15 設備 (46.9%)、⑤期間を延長したものは 1 設備 (3.1%)、⑥審査中のものは 2 設備 (6.3%) となっている。</p>	<p>表 2-(1)-⑧</p>

表 2-(1)-① 発電設備の認定に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<抜粋>
(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第6条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3～5 (略)

6 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7・8 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第40条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～5 (略)

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
<抜粋>

(認定基準)

第8条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。

三～十三 (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-② 認定の失効に関する通知

○ 「平成 26 年度の認定運用を変更します」（平成 26 年 3 月 25 日資源エネルギー庁）

＜抜粋＞

固定価格買取制度の認定について、平成 26 年 4 月 1 日に到達した申請から、以下の通り運用を開始します。

1. 場所及び設備の確保に関する期限の設定について

経済産業省では、「認定を受けながら理由なく着工に至らない案件がある」との指摘を受けて、平成 25 年 9 月から、平成 24 年度中に認定を受けた運転開始前の太陽光発電設備（400kW 以上）に対し法に基づく報告徴収を実施したところ、認定後 1 年弱の間を経てもなお場所も設備も確保されておらず、買取価格を維持することが妥当とは思われない案件の存在が明らかになりました。

このため、平成 26 年 4 月 1 日以降に認定の申請が到達した案件に対しては、認定後 180 日を経てもなお場所及び設備の確保が書類により確認できない場合、認定が失効するよう、運用することとします。具体的な措置内容は、以下の通りです。

- (1) 対象設備：50kW 以上の太陽光発電設備
- (2) 確認内容：認定に係る場所及び設備の確保の有無
- (3) 確認のために要する書類：
 - ①場所関係：登記簿謄本
設備を設置する土地等が他人所有（当該認定者との共有を含む。）の場合は、登記簿謄本に加え、当該認定者に当該土地等を使用する権原が当該設備の運転期間中において帰属することを示す契約書等の書面
 - ②設備関係：契約書、若しくは発注書及び発注請書、又は自ら製造していることを証明する書面
- (4) 書類の提出方法：
申立書と (3) の書類を、認定を受けた各経済産業局に下記期限までに提出（必着）
- (5) 書類の提出期限：
認定書に記載された認定日の翌日から起算して 180 日後（この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日の場合には、翌開庁日とする）
- (6) 書類の提出がない場合の効果：
認定は失効する。再度認定を受ける場合は、改めて認定申請が必要
- (7) 例外的措置：
 - ①電力会社との連系協議が長引く場合
ア) 電力会社への接続契約の申込みの受領から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降 (5) の期限までの間に、90 日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書を (5) の期限までに提出すること（必着）により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して 270 日後まで延長する。
イ) 上記ア) の措置を受けた場合において、電力会社への接続契約の申込みの受領

から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降、ア)の措置により付与した期限までの間に、180日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書をア)の措置により付与した期限までに提出すること(必着)により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して360日後まで延長する。

②被災地域にて申請する場合

(略)

(注) 1 下線は当省が付した。

なお、この認定運用の変更については、認定に附款(一定期間内に土地及び設備の確保がきかない場合には自動的に認定の効力を失わせるという解除条件)を付すものという説明がなされている(総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会買取制度運用ワーキンググループ第3回議事録)。

2 平成27年度からの運用変更については、「場所及び設備の確保に関する期限の設定について」(平成27年3月25日資源エネルギー庁)。

表 2-(1)-③ 平成 24 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備に関する認定の取消状況

(単位：設備、%)

経済産業省による報告徴収結果 (26 年 2 月 14 日公表)		その後の運転状況等 (26 年 12 月 15 日時点) (注 2 参照)			
運転開始 に至って いない	①場所及び設備ともに決定	1,569			
	②場所又は設備のいずれかのみ決定	780			
⑤未提出等	③接続協議中・被災地 場所及び設備の いずれも未決定	187			
	④上記以外	564			
	⑤未提出等	98			
	小計	3,198 (100)			
⑥運転開始済み		1,047			
⑦設置断念		405			
	合計	4,650			

運転開始	廃止	取消し	運転開始 に至って いない
B	C	D	
1,070	3	—	496
205	52	8	515
9	37	3	138
73	99	40	352
13	56	5	24
1,370 (42.8)	247 (7.7)	56 (1.8)	1,525 (47.7)

⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

(注) 1 「経済産業省による報告徴収結果 (26 年 2 月 14 日公表)」は、平成 26 年 2 月 14 日に経済産業省が公表した「太陽光発電設備に関する報告徴収の結果について」による (調査対象としない内閣府沖縄総合事務局管内分を除く)。

「③接続協議中・被災地」とは、電力会社との接続協議が継続中、被災地域であり地権者の確定や除染等に時間を要している案件である。また、「⑤未提出等」とは、報告徴収の回答未提出案件に加え、形式的に不備があり内容の確認が行えない案件又は設備設置を断念すると回答しているにもかかわらず廃止届が提出されていない案件である。

2 「その後の運転状況等 (26 年 12 月 15 日時点)」は、当省の調査結果による。各件数については以下のとおりとなっている。

(1) 「運転開始」欄は、費用負担調整機関から提供された平成 26 年 9 月末の設備数

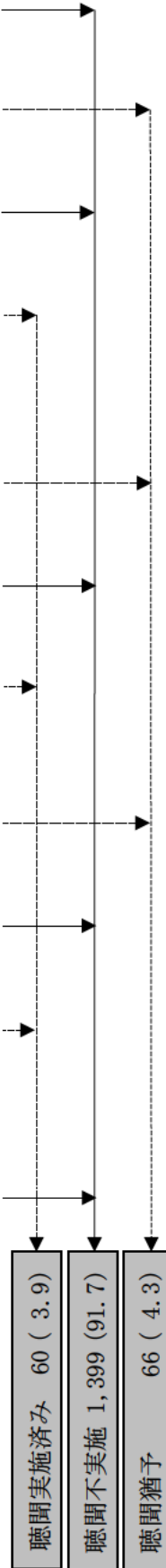
(2) 「廃止」及び「取消し」欄は、経済産業省が把握している平成 26 年 12 月 15 日現在の設備数。「—」は取消しの対象とならないことを示す。

(3) 「運転開始に至っていない」欄は、A - (B+C+D) で算出した設備数

表 2-(1)-④ 運転開始に至っていない発電設備についての聴聞の実施状況

(単位：設備、%)

経済産業局名	③場所及び設備に決定				④場所又は設備のいずれかの 実施済み				⑤接続協議中・被災地				⑥左記以外				⑦未提出等		合計
	③場所及び設備に決定		④場所又は設備のいずれかの 実施済み		⑤接続協議中・被災地		⑥左記以外		⑥左記以外		⑥左記以外		⑥左記以外		⑦未提出等				
	場所	設備	調査時 点	調査時 以降に 聴聞実 施済み	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	聴聞 不実施	聴聞 猶予	
北海道経済産業局	38		0	0	50	6	2	24	27	2	0	0	10	1	2			162	
東北経済産業局	40		0	0	52	0	2	33	0	2	0	0	15	0	0			146	
関東経済産業局	147		0	0	135	0	0	18	0	0	0	0	84	0	13			419	
中部経済産業局	21		0	0	29	0	0	6	0	0	0	0	16	0	7			79	
近畿経済産業局	51		0	0	53	0	0	2	0	1	0	0	27	0	1			135	
中国経済産業局	50		1	0	54	0	0	0	5	2	0	0	30	0	0			142	
四国経済産業局	24		0	1	19	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0			66	
九州経済産業局	125		1	0	99	15	1	5	5	15	0	0	102	7	1			376	
小計	496		3	491	21	515	5	96	37	52	52	292	8	24				1,525	
合計	496			515	138	352												1,525	



(注) 当省の調査結果による。「調査時点で聴聞実施済み」とは平成 26 年 12 月 15 日時点で聴聞を実施済みのものであり、「調査時点以降に聴聞実施」とは、同日以降、当省による経済産業局への実地調査時点までに聴聞を実施済みのものである。

表 2-(1)-⑤ 聴聞を実施した設備の場所及び設備の決定等の状況

(単位：設備、%)

区分	設備数
場所及び設備の決定が確認されたもの	53 (88.3)
電力会社と接続協議中であることが確認できたため取り消しを猶予しているもの	3 (5.0)
場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため取り消しを猶予しているもの	1 (1.7)
平成 26 年 12 月 15 日以降に認定が取り消されたもの	1 (1.7)
同日以降に廃止の届出があったもの	2 (3.3)
合計	60 (100)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑥ 場所又は設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況

(単位：設備、%)

区分	設備数	
調査対象設備	A 104	
発電事業者に運転状況を確認できなかったもの	B 16	
A - B	88 (100)	
内	運転開始済みのもの又は運転開始の見通しが立っていると考えられるもの	81 (92.0)
訳	廃止の届出があったもの又は廃止の届出を検討しているもの	3 (3.4)
	運転開始の見通しが立っていないと考えられるもの	4 (4.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない。

表 2-(1)-⑦ 運転開始の見通しが立っていないと考えられる発電設備の状況

経済産業局名	発電事業者から当省が聴取した内容等
東北経済産業局	<p>発電設備 a については、報告徴収により場所及び設備のいずれも未決定であることが確認されており、平成 26 年 12 月 4 日に聴聞が実施されている。</p> <p>同設備については、発電事業者が、建設予定地（河川）の管理者である山形県知事の占用及び工作物設置不許可処分について国土交通大臣に審査請求を行い、原処分取消しの裁決があったため、再度の許可申請を行ったところ、再度不許可となり、現在、再度の審査請求を行っている。</p>

	<p>このため、発電事業者は、東北電力株式会社から系統接続の承諾も得ているが、事業開始の見通しは立っていないとしている。また、報告徴収時には平成27年2月10日としていた運転開始予定日を同年10月1日に変更している。</p> <p>東北経済産業局は聴聞を実施していることから状況を把握しており、二度目の審査請求の裁決を待って聴聞を再開したいとしている。</p>
東北経済産業局	<p>発電設備bについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されており、平成26年3月31日には運転開始予定となっていた。</p> <p>しかしながら、造成途中に雨水により建設予定地から土砂が流出するとともに建設予定地全体に亀裂やくぼみが発生して、現状では発電設備の設置が困難となっている。このため、発電事業者は、造成工事の請負事業者に対して現状回復及び手付金の返金を求めたが、請負事業者は応じていない。</p> <p>発電事業者は、東北電力株式会社から系統接続の承諾も得ているため、請負事業者による現状回復等を待って事業を継続したいとしている。</p>
近畿経済産業局	<p>発電設備cについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されており、平成27年9月1日には運転開始予定となっていた。</p> <p>しかしながら、発電事業者の予算額40億円（設備設置費35億円、土地造成費5億円）に対し、徴した見積額は57億円（設備設置費32億円、土地造成費25億円）と見積額が大幅に上回ったため、発電事業者は、運転開始予定日には運転を開始できないとしている。</p> <p>発電事業者は事業継続の意思を有しており、予算額に見合った土地造成の施工方法について検討しているとしている。</p>
四国経済産業局	<p>発電設備dについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されているが、報告徴収時の運転開始予定日は未定となっている。</p> <p>発電事業者は、報告徴収においては、平成4年に埋め立てが終了した管理型産業廃棄物処分場跡地への設備設置を予定しているが、香川県と跡地形質変更に係る申請について協議中であるため、運転開始に至っていないとしている。</p> <p>報告徴収を1年4か月経過した当省の実地調査日現在（平成27年2月24日）においても、同発電事業者は、香川県と協議中であり、処分場の覆土の状況についても詳細を把握できていないため具体的な施工方法の検討には入っておらず、運転開始予定のめどは立っていないとしている。</p> <p>なお、当省が香川県廃棄物対策課に同発電事業者との協議状況について照会したところ、同課は、産業廃棄物処理施設軽微変更等の届出が必要となるため、まずは処分場の覆土を掘る深さや設備の重量が分かる資料を提出するよう同発電事業者に要請しているが、当該資料は提出されていないとしている。これらの資料は通常の工事であれば作成する詳細設計資料があれば足りるものであり、特段困難な要請をしているわけではないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑧ 認定時に場所及び設備が確保されていなかった出力 50kW 以上の太陽
光発電設備の失効状況

(単位：設備、%)

区分		設備数
失効したもの		11 (34.4)
内 訳	提出された証拠書類では場所及び設備が決定している と確認できなかったため、失効したもの	2 (6.3)
	証拠書類の提出又は延長申立てがなかったもの	9 (28.1)
廃止の届出があったもの		2 (6.3)
運転開始済みのもの		1 (3.1)
場所及び設備が決定していると確認されたもの		15 (46.9)
期間を延長したもの (180 日延長)		1 (3.1)
審査中のもの		2 (6.3)
合計		32 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 26 年 12 月 15 日現在。

3 「場所及び設備が決定していると確認されたもの」15 設備のうち 1 設備は、出力が 50k 以上の設備として認定されていたものが、180 日以内に 50kW 未満に変更申請があり認定されたものであるが、便宜、計上した。

4 割合は、四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない。

(2) 「分割案件」の確認状況

勸告	説明図表番号
<p>出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、電気事業法に基づく電気主任技術者の選任、工事着工前までの保安規程の届出等の安全規制がかかることなどから、本来であれば出力 50kW 以上の規模である太陽光発電設備を、同一の場所において出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件が存在するといわれている。このため、経済産業省は、平成 26 年 4 月 1 日に到達した申請から、「発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするもの」（以下「分割案件」という。）については、認定をしないこととした（法第 6 条第 1 項第 1 号及び施行規則第 8 条第 1 項第 13 号）。</p> <p>出力 50kW 未満の太陽光発電設備については、原則として、経済産業省から委託を受けた一般社団法人太陽光発電協会の代行申請センター（以下「JP-AC」という。）が経済産業省の経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）への電子申請を代行していることから、初めに JP-AC が「分割案件」ではないことの確認を行い、次に経済産業局等が同様の確認を行っている。JP-AC は、「分割案件」のおそれがあると判断した場合には、当該「分割案件」の申請者に対し、「分割案件」でないことを客観的に証する書類（以下「証拠書類」という。）の提出を依頼する、申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するよう依頼するなどの措置（以下「特段の理由の確認」という。）を講じている。一方、経済産業局等は、「分割案件」のおそれがあると判断した場合には、自ら「特段の理由の確認」を行う場合を除き、原則として、JP-AC に対して「特段の理由の確認」をするよう依頼している。出力 50kW 未満の太陽光発電設備以外の発電設備については、経済産業局が「分割案件」でないことの確認を行っている。経済産業省は、接続契約申込みを受けた電力会社が「分割案件」のおそれがある発電設備を把握した場合には、経済産業局等に情報提供を行うよう電力会社に協力を依頼している。</p> <p>また、認定後の発電事業者の変更によって、「分割案件」と同様の状態が生じる場合があることから、変更の届出があった場合には、変更の届出先である経済産業局等が「分割案件」と同様の状態が生じないことの確認を行うこととしている。</p> <p>今回、JP-AC 及び内閣府沖縄総合事務局を除く調査対象 8 経済産業局における「分割案件」の確認状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表 2-(1)-① （再掲） 表 2-(2)-①、②、 ③</p> <p>表 2-(2)-④、⑤、 ⑥</p>

<p>ア JP-ACにおける確認状況</p> <p>経済産業省は、「分割案件」に該当するか否かは、原則として、i) 実質的に同一の申請者から同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること及びii) 当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど実質的に一つの場所と認められることという二つの基準により、判断することとしている。</p> <p>この二つの基準によれば、①発電事業者名が同一かつ設備所在地が同一の設備、②発電事業者名が同一かつ設備所在地が近接している設備、③発電事業者名は同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が同一の設備、④発電事業者名は同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が近接している設備、⑤発電事業者名の一方が法人名であり、他方は法人代表者と同一の私人であり、かつ設備所在地が同一又は近接している設備及び⑥発電事業者名等は異なるが、設備所在地の区画が連続している設備については、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」が必要であると考えられる。</p> <p>また、平成26年5月から11月末までの間に8経済産業局に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備32,813設備について、当省が、「分割案件」のおそれがないか調査したところ、上記①から⑥のいずれかに該当し、「分割案件」のおそれがあると考えられるものが1,639設備(5.0%)みられた。</p> <p>JP-ACでは、これら1,639設備のいずれも「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」が必要であったとしているが、JP-ACにおける「特段の理由の確認」の実施状況を調査したところ、188設備(11.5%)については証拠書類を確認しており、「分割案件」ではないと判断していたものの、残りの1,451設備(88.5%)については「特段の理由の確認」を行っていない状況がみられた。</p> <p>「特段の理由の確認」を行っていない理由について、JP-ACは、経済産業局に代行申請するに当たって取りまとめた一定期間内の申請については、「分割案件」のおそれがないかを確認しているが、これら1,451設備については申請時点が異なっていたこと等により、確認を行っていなかったとしている。</p> <p>このような確認方法を採用していたことから、これら1,451設備の中には、JP-ACから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて一旦申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定されている例(2設備)もみられた。</p> <p>イ 経済産業局における確認状況</p> <p>(7) 申請時の確認状況</p>	<p>表 2-(2)-② (再掲)</p> <p>表 2-(2)-⑦、⑧</p> <p>表 2-(2)-⑨</p>
--	---

<p>J P - A Cが「特段の理由の確認」を行っていない1,451設備について、8 経済産業局における確認状況を調査したところ、1,451設備全てについて、J P - A Cに対して「特段の理由の確認」をするよう依頼等せずに認定している状況がみられた。</p>	<p>表 2-(2)-⑧ (再掲)</p>
<p>「特段の理由の確認」をするよう依頼等せずに認定している理由について、8 経済産業局は、J P - A Cにおいて確認していると認識しているためなどとしている。</p>	<p>表 2-(2)-⑩</p>
<p>なお、J P - A Cが「特段の理由の確認」を行っていない1,451設備について、関東経済産業局及び九州経済産業局が改めて「分割案件」に該当するか否かの確認を行ったところ、関東経済産業局認定の473設備については、少なくとも333設備(70.4%)が「分割案件」のおそれがあり、残りは証拠書類を確認しなければ「分割案件」のおそれがあるか否かを判断できないとしている。また、九州経済産業局認定の404設備については、379設備(93.8%)が「分割案件」のおそれがあり、残りは「分割案件」ではないとしている。</p>	<p>表 2-(2)-⑪</p>
<p>関東経済産業局及び九州経済産業局が「分割案件」のおそれがあるとした計712設備のうち、524設備(73.6%)は出力45kW以上50kW未満となっている。</p>	<p>表 2-(2)-⑫</p>
<p>(イ) 変更届出時の確認状況</p>	
<p>認定された太陽光発電設備の中には、申請時にJ P - A Cが「特段の理由の確認」を行っていない1,451設備以外にも、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、変更届出時に経済産業局が特段の理由の確認を行っていない例がみられた(6設備)。このうち、当省の指摘を受けて近畿経済産業局が改めて「特段の理由の確認」を行った2設備については、「分割案件」とであると判断されている。</p>	<p>表 2-(2)-⑬</p>
<p>ウ 電力会社からの情報提供状況</p>	
<p>J P - A Cが「特段の理由の確認」を行わずに認定された1,451設備について、電力会社から8 経済産業局への「分割案件」のおそれがある設備の情報提供状況を調査したところ、少なくとも6設備については経済産業局への情報提供がなされている。このうち、2設備については調査対象経済産業局が「分割案件」とであると判断して廃止届の提出を依頼しており、残りの4設備については「分割案件」ではないと判断している。</p>	<p>表 2-(2)-⑭</p>
<p>一方、1,451設備の中には、当初、電力会社が「分割案件」のおそれがあると認識していなかったものの、当省の指摘を受けて電力会社が改めて確認したところ、「分割案件」のおそれがあると認識した設備もみられた(8設備)。</p>	<p>表 2-(2)-⑮</p>

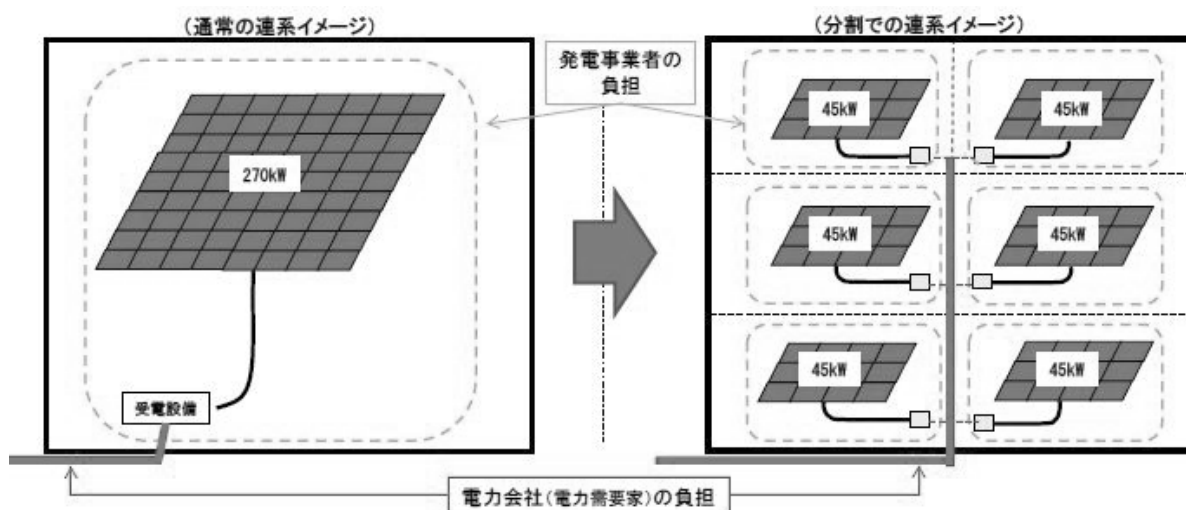
出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、平成 26 年度から、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない場合には、原則として認定が失効する取扱いとしており、出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請することは、一定期間内の場所及び設備の確保義務の履行を回避することになることから、問題であると考えます。

【所見】

したがって、経済産業省は、「分割案件」を防止するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 発電設備の認定に当たっては、当該認定に係る発電設備と既に認定した発電設備の情報の突合を強化するなどにより、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするものでないことの確認を徹底すること。
- ② 認定後の発電事業者の変更によって、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置することとなる場合があることから、変更の届出があった場合には、①と同様に、確認を徹底すること。

表 2-(2)-① 「分割案件」のイメージ図



(注) 経済産業省の第1回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会(平成26年6月17日開催)の資料による。

表 2-(2)-② 「分割案件」に関する法令等

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

<抜粋>

(認定基準)

第8条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。

2 (略)

附 則(平成26年経済産業省令第19号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第八条第一項第十二号及び第十三号の規定は、この省令の施行の日以降に法第六条第一項の認定を申請した発電から適用し、同日前に同項の認定を申請した発電については、なお従前の例による。

○ 「平成26年度の認定運用を変更します」(平成26年3月25日資源エネルギー庁)

<抜粋>

固定価格買取制度の認定について、平成26年4月1日に到達した申請から、以下の通り

運用を開始します。

(略)

3. 分割案件の取り扱い

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割した場合（以下「分割案件」という。）、①本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平、②電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁の発生、③不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生等の問題が発生することとなるほか、④今回新たに運用が開始される条件付き認定を回避することにもなります。

こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割により発生しうるため、一律に適用し、分割案件については、関連する該当発電設備をまとめて一つの認定申請案件とするなど、適正な形で申請を求めることとし、これに応じない場合は認定をしないものとします。

なお「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置しようとするもの」に該当するかどうかは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生の程度等を実質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合があります。

- ・ 実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること
- ・ 当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

「3. 分割案件の取り扱い」に関する質疑応答について

Q1 今回の運用改正でどのようなことが変わるのか。

平成26年3月31日の省令改正により、新たな認定基準として、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」が付け加えられました。これにより、事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割するような「分割案件」は、認定を行わないこととしました。

Q2 分割案件を禁止する背景は何か。

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割することにより、主として、以下に掲げる4つの問題が発生するため、これらを防止することを目的としています。

- ・ 本来、適用されるべき安全規制が実質的に回避されること
- ・ 本来、発電事業者側で手当てすべき接続に当たっての補機類の整備が、電力会社側に結果的に転嫁され、特定原因者のための電気料金上昇を招く恐れがあること

- ・本来であれば、必要のない電柱や電力メーター等が分割接続のためだけに新たに必要となること
- ・50kW以上の太陽光発電に課される土地及び設備の180日以内の確保義務等の履行逃れに悪用される恐れがあること

Q3 分割案件とはどのようなものか。

分割案件に該当するか否かは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生程度等を実質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合がありますのでご注意ください。

- ・実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること
- ・当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

Q4 「分割」とは、大規模発電設備を低圧に分割する場合だけでなく、高圧に分割する場合も含まれるのか。

「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置」する案件を対象としているため、低圧に分割する場合のみならず、高圧を高圧に分割するものや、特別高圧を高圧又は低圧に分割する場合も含まれます。

Q5 「実質的に同一の事業者」とは、どのような考え方で審査されるのか。

形式的に名義が異なる場合でも、認定の申請者、発電事業者、土地の所有者等の状況を勘案し、実態として同一の事業者が事業用地を分割して行っていると思われる案件については、「実質的に同一の事業者」とします。

Q6 実質的に同一の場所における事業を、複数の発電事業に分けて認定申請することは認められないのか。

隣接若しくは近接している複数の事業地であって、総体としてみて実質的に一つの事業地と捉えられる土地で行う発電事業を、実質的に同一の事業者が、複数の発電事業に分割して申請（「分割申請」）することは認められません。

隣接若しくは近接する事業用地であっても、それぞれの事業用地の所有者が明らかに異なる場合は、「分割申請」には当たりませんが、会社員や親族の名義を利用するなど、明らかに「分割申請」を回避するために所有者を分けているとみなせるような場合は、実質的に同一の事業用地とみなしますのでご注意ください。

Q7 一旦、認定が取得できれば、分割案件ではなかったものとして将来的にも認定が揺らぐことはないか。

どのような認定であっても、認定後の時点で、認定基準が充足されなくなったと認められれば、認定が取り消される可能性があります。

分割案件の場合、例えば、認定のために、敢えて形態を変えて申請を行ったとしても、認定取得後に、軽微変更届出や変更認定申請の審査事務又は電力会社への事実確認等を通じて、その時点で実質的に分割案件として事業が行われることと認められる場合には、事後的に当該認定が取り消される可能性があります。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-③ 太陽光発電設備に関する主な安全規制

50kW 以上の太陽光発電設備は、事業用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項）として、主に以下の安全規制がかかる。

○ 50kW 以上～2,000kW 未満の設備

- ・ 電気主任技術者の選任（電気事業法第 43 条）
(注) 外部委託が可能（電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条）
- ・ 工事着工前までに保安規程の届出（電気事業法第 42 条）

○ 2,000kW 以上の設備

- ・ 電気主任技術者の選任（電気事業法第 43 条）
- ・ 工事着工 30 日前までに工事計画書の届出（電気事業法第 48 条、電気事業法施行規則第 65 条）
- ・ 工事着工前までに保安規程の届出（電気事業法第 42 条）

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-④ 経済産業省が J P - A C へ委託している「再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」に係る委託費（実績）の推移

(単位：千円)

平成 24 年度	25 年度	26 年度
97,876	153,982	391,204

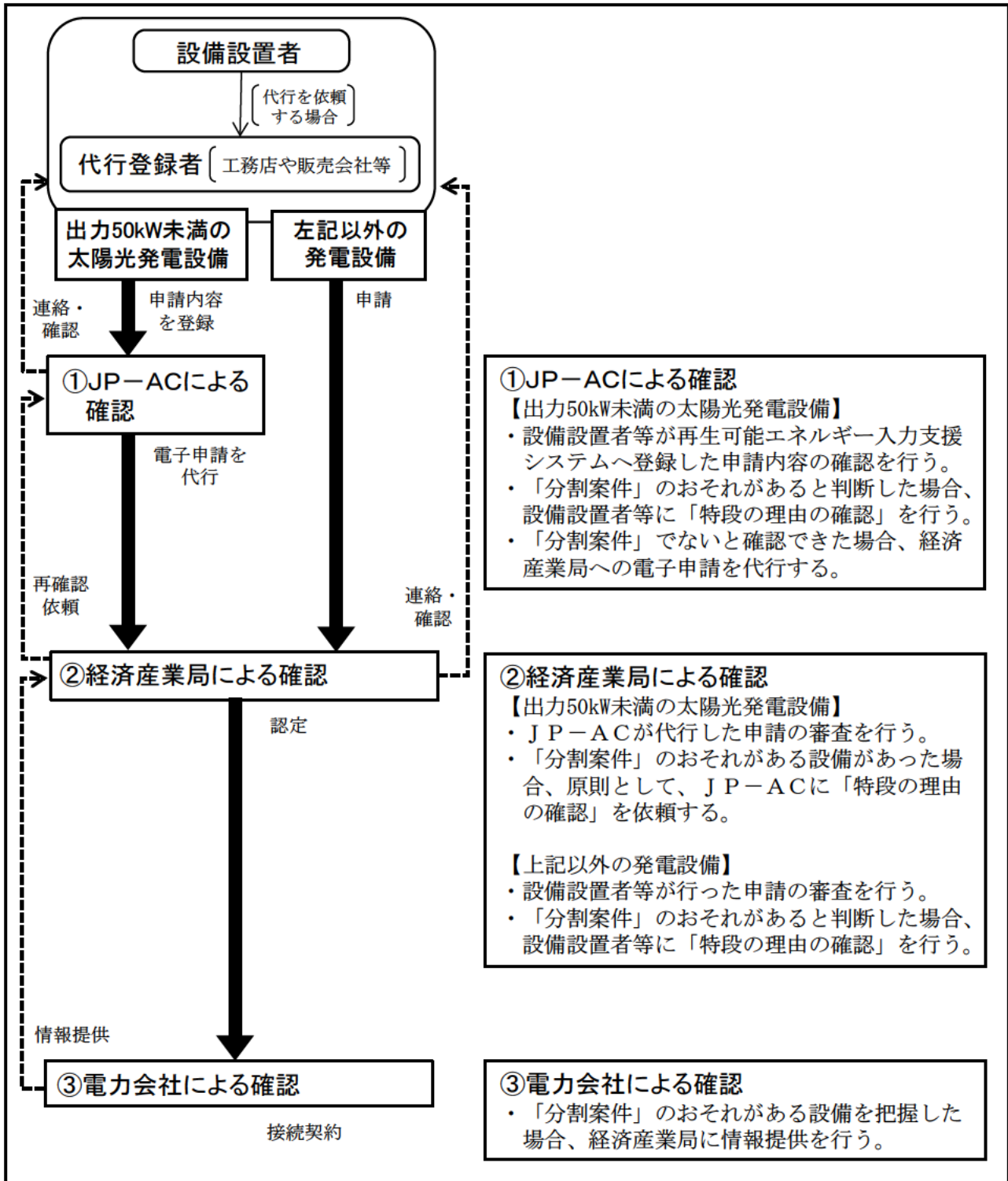
(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑤ 経済産業省が J P - A C へ委託している「再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」の内容（平成 26 年度）

<p>1. 事業名</p> <p>平成 26 年度電気事業者の新エネルギー等利用における電子管理システム運用等業務（再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務）</p> <p>2. 事業の目的</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ法」という。）の施行に伴い実施される固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。）のうち、その <u>出力が 50 k W 未満の住宅用等太陽光発電設備（以下「住宅用等太陽光」という。）に係る設備認定申請等の代行申請等業務及びその関連業務を実施する</u> ことを目的とする。</p> <p>3. 事業内容</p> <p>(1) 再エネ設備認定申請に係る代行申請業務</p> <p>固定価格買取制度において買取対象となる再エネ設備は国の設備認定を受けた設備とされている。住宅用等太陽光の設備認定申請件数は年間約 80 万件超（平成 25 年度実績見込み）程度の膨大な申請数となっている。そのため、申請形態は原則として申請者からの書面による申請ではなく、再エネシステムによる電子申請によることとし、設置者等がインターネット経由で当該システムにアクセスし設備認定申請内容を入力、データ登録した後に、当該登録データを基に設置者等から委任を受け設置者等に代わって設備認定申請手続等を行う者（以下、「代行申請者」という。）が設置者等に代わり申請手続等を代行することとしている。また、設備変更認定申請、軽微変更届出、廃止届出の申請等手続も同様に再エネシステムを通じて手続を代行することとしており、代行申請者は再エネシステムに登録された申請等データを審査、取りまとめ、遅滞なく電子政府の総合窓口（e-G o v）経由で電子申請により、各経済産業局に代行申請をする。</p> <p>① 再エネシステムに入力・登録されている申請・届出データの確認（略）</p> <p>② <u>登録データ内容の審査</u></p> <p><u>登録されているデータについて、入力内容に修正事項等がないか審査し、軽微な修正であって代行申請者が修正可能なものについては、代行申請者が修正し、それ以外の修正が必要な場合については申請者に内容の確認及び修正を求める。</u></p> <p>③ メーカー名、形式名等の審査（略）</p> <p>④ 申請データの C S V ファイル出力（略）</p> <p>⑤ 各経済産業局への電子申請の実施（略）</p> <p>(2)～(8)（略）</p>
--

(注)「平成 26 年度電気事業者の新エネルギー等利用における電子管理システム運用等業務（再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務）に関する委託契約書」から当省が抜粋したものであり、下線は当省が付した。

表2-(2)-⑥ 「分割案件」の確認の主な流れ



(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-⑦ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行っていない
設備数

(単位：設備)

経済産業局名	平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に 認定された 30kW 以 上 50kW 未満の太陽 光発電設備数	左のうち、 A：「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」 が必要であると考えられる設備数 B：Aのうち J P - A C が「特段の理由の確認」を行 っていない設備数							
		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
北海道 経済産業局	303	A	11	4	0	0	2	0	17
		B	11	2	0	0	2	0	15
東北 経済産業局	2,030	A	16	16	4	0	6	0	42
		B	16	14	4	0	4	0	38
関東 経済産業局	10,847	A	225	155	78	59	16	23	556
		B	223	119	77	38	16	0	473
中部 経済産業局	3,139	A	75	56	16	19	8	0	174
		B	72	38	14	8	8	0	140
近畿 経済産業局	3,018	A	62	39	20	16	4	8	149
		B	60	34	20	14	4	0	132
中国 経済産業局	3,508	A	72	61	23	14	6	5	181
		B	70	47	23	14	6	3	163
四国 経済産業局	2,100	A	46	34	6	8	4	0	98
		B	46	24	6	6	4	0	86
九州 経済産業局	7,868	A	228	126	47	8	8	5	422
		B	226	112	47	6	8	5	404
合計	32,813	A	735	491	194	124	54	41	1,639
		B	724	390	191	86	52	8	1,451

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数」
は平成 27 年 1 月 6 日時点の設備数であり、廃止された設備及び 26 年 3 月 31 日以前に到達し
た申請に係る設備は除く。

3 ①から⑥の区分については、後掲表 2-(2)-⑧参照。

表 2-(2)-⑧ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行っていない設備の例

① 発電事業者名が同一かつ設備所在地が同一の設備			
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
株式会社A	B	C県D市E 1丁目 27-32	C県D市E 1丁目 27-31
株式会社A	B	C県D市E 1丁目 27-32	C県D市E 1丁目 27-31

② 発電事業者名が同一かつ設備所在地が近接している設備			
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
株式会社F	G	H県I市J 415-1	H県I市K2820
株式会社F	G	H県I市J 415-1	H県I市K2820-1

③ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が同一の設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
L株式会社	M	N県O市P2-18	N県O市Q2019-13
S株式会社	M	N県O市P2-18	N県O市Q2019-13

④ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が近接している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
有限会社R	S	T県T市U2-25-11	T県T市V4037
S		T県T市U2-25-11	T県T市V4038

⑤ 発電事業者名の一方が法人名であり、他方は法人代表者と同一の私人であり、かつ設備所在地が同一又は近接している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
有限会社W	X	Y県Z市A189-12	Y県Z市D76-1
X		Y県B市C3-18-26	Y県Z市D76-1

⑥ 発電事業者名等は異なるが、設備所在地の区画が連続している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
F		J県J市L区M町 1527-4	Q県R市S2138-1
G		K県F市N町 2817	Q県R市S2138-2
I		J県J市O区P町 4-51-3	Q県R市S2138-3

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-⑨ JP-A Cから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて一旦申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定されている例

管轄経済産業局名	内容																		
関東経済産業局	<p>太陽光発電設備 A 及び B については、下表のとおり、発電事業者名は同一でないものの発電事業者住所が同一であり、また、発電設備の所在地が近接していることから、JP-A C は「分割案件」のおそれがあると判断した。このため、JP-A C は、発電事業者に代わって申請を行った工務店に対し、同申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するか、「分割案件」ではないことを客観的に証する書類を提出するよう依頼した。その結果、発電設備 B については申請が取り下げられ、発電設備 A のみが認定された。他方、取り下げられた発電設備 B と同じ所在地にある発電設備 B' が後日申請され、認定されている。この点について、JP-A C は、経済産業局に代行申請するに当たって取りまとめた一定期間内の申請についてのみ、「分割案件」のおそれがあるかを確認しているが、申請時点が異なっており確認対象とならなかったとしている。また、過去の確認記録と突き合わせた確認も行っていないとしている。</p> <table border="1" data-bbox="719 770 823 1794"> <thead> <tr> <th>発電設備</th> <th>発電事業者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>I</td> <td>C 県 D 市 E 1-4-22</td> <td>49.5kW</td> <td>C 県 F 郡 G 町 H 1412 番 1</td> </tr> <tr> <td>B (B')</td> <td>J</td> <td>C 県 D 市 E 1-4-22</td> <td>48.4kW</td> <td>C 県 F 郡 G 町 H 1413-1</td> </tr> </tbody> </table>	発電設備	発電事業者名	発電事業者住所	出力	発電設備の所在地	A	I	C 県 D 市 E 1-4-22	49.5kW	C 県 F 郡 G 町 H 1412 番 1	B (B')	J	C 県 D 市 E 1-4-22	48.4kW	C 県 F 郡 G 町 H 1413-1			
発電設備	発電事業者名	発電事業者住所	出力	発電設備の所在地															
A	I	C 県 D 市 E 1-4-22	49.5kW	C 県 F 郡 G 町 H 1412 番 1															
B (B')	J	C 県 D 市 E 1-4-22	48.4kW	C 県 F 郡 G 町 H 1413-1															
中部経済産業局	<p>太陽光発電設備 I 及び J については、下表のとおり、発電事業者名は同一ではないものの代表者名及び発電事業者住所が同一であり、また、発電設備の所在地も近接していることから、JP-A C は「分割案件」のおそれがあると判断した。このため、JP-A C は、発電事業者に対し、同申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するか、「分割案件」ではないことを客観的に証する書類を提出するよう依頼した。依頼に基づき提出された書類により、発電設備 I 及び J の所在地の土地所有者は同一であることが確認され、その後、発電設備 J については申請が取り下げられ、発電設備 I のみが認定された。他方、取り下げられた発電設備 J と同じ発電事業者名、代表者名及び所在地の発電設備 J' が後日申請され、認定されている。この点について、JP-A C は、経済産業局に代行申請するに当たって取りまとめた一定期間内の申請についてのみ、「分割案件」のおそれがあるかを確認しているが、申請時点が異なっており確認対象とならなかったとしている。また、過去の確認記録と突き合わせた確認も行っていないとしている。</p> <table border="1" data-bbox="1267 259 1370 1794"> <thead> <tr> <th>発電設備</th> <th>発電事業者名</th> <th>代表者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>K 株式会社</td> <td>Y</td> <td>L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12</td> <td>49.5kW</td> <td>L 県 O 市 P 町 Q 18-2、18-3、18-6、18-7</td> </tr> <tr> <td>J (J')</td> <td>株式会社 K</td> <td>Y</td> <td>L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12</td> <td>49.5kW</td> <td>L 県 O 市 P 町 Q 18-4、18-5</td> </tr> </tbody> </table>	発電設備	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	出力	発電設備の所在地	I	K 株式会社	Y	L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12	49.5kW	L 県 O 市 P 町 Q 18-2、18-3、18-6、18-7	J (J')	株式会社 K	Y	L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12	49.5kW	L 県 O 市 P 町 Q 18-4、18-5
発電設備	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	出力	発電設備の所在地														
I	K 株式会社	Y	L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12	49.5kW	L 県 O 市 P 町 Q 18-2、18-3、18-6、18-7														
J (J')	株式会社 K	Y	L 県 M 市 N 区 E 1 丁目 2-12	49.5kW	L 県 O 市 P 町 Q 18-4、18-5														

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-⑩ 「分割案件」のおそれがある設備について、J P - A C に「特段の理由の確認」を依頼しなかった理由

経済産業局名	「特段の理由の確認」を依頼しなかった理由
北海道経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請をまとめて審査する中で、「分割案件」のおそれがある設備を把握した場合には J P - A C に「特段の理由の確認」を依頼しており、過去にいくつかの発電設備について依頼した実績がある。</p> <p>他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、J P - A C が行っていると認識していたため、行っていない。</p>
東北経済産業局	<p>J P - A C による確認が的確に行われていると考えているが、当局としても発電設備の所在地が既に認定された設備と近接していないか等について留意しつつ確認を行っている。</p>
関東経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請について、発電設備の所在地が隣接していないか、発電事業者が同一と考えられるものはないかを確認するにとどまっている。</p>
中部経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請をまとめて審査する中で、所在地の隣接等の確認を行っている。</p> <p>他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、J P - A C が行っていると認識していたため、行っていない。</p>
近畿経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請について、所在地の地番が同一又は近接しているものはないか、発電事業者が同一と考えられるものはないか確認している。その結果、平成 26 年 7 月 2 日から 12 月 26 日までの間に J P - A C から代行申請があった設備のうち、96 設備については「分割案件」のおそれがあるとして J P - A C に「特段の理由の確認」を依頼した。その結果、37 設備については「分割案件」であるとして J P - A C が申請の取下げを依頼している。</p> <p>他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは行っていない。</p>
中国経済産業局	<p>50kW 未満の太陽光発電設備に係る「分割案件」の確認については、原則 J P - A C が行っていると認識しているが、審査過程で疑義のある案件については確認を行っている。</p>
四国経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請について、「分割案件」のおそれがあるものの確認を行っている。</p> <p>他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、J P - A C が行っていると考えるため、行っていない。</p>
九州経済産業局	<p>J P - A C からの一定期間内の代行申請について、同一事業者及び同一所在地がないか確認している。</p> <p>他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑪ 「分割案件」のおそれがあると認めた設備数

(単位：設備、%)

経済産業局名	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
関東経済産業局	J P - A Cが「特段の理由の確認」を行っていない設備数	223	119	77	38	16	0	473 (100.0)
	「分割案件」のおそれがあると認めた設備数	223	32	70	8	0	0	333 (70.4)
	「分割案件」のおそれがあるか否か不明とした設備数	0	87	7	30	16	0	140 (29.6)
九州経済産業局	J P - A Cが「特段の理由の確認」を行っていない設備数	226	112	47	6	8	5	404 (100.0)
	「分割案件」のおそれがあると認めた設備数	226	112	35	0	6	0	379 (93.8)
	「分割案件」ではないとした設備数	0	0	12	6	2	5	25 (6.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ①から⑥の区分については、前掲表 2-(2)-⑧を参照。

表 2-(2)-⑫ 「分割案件」のおそれがあると認めた 712 設備の出力別内訳

(単位：設備、%)

経済産業局名	出力 30kW 以上 45kW 未満	出力 45kW 以上 50kW 未満	うち出力 49kW 以上 50kW 未満	計
関東経済産業局	85 (25.5)	248 (74.5)	194 (58.3)	333 (100.0)
九州経済産業局	103 (27.2)	276 (72.8)	222 (58.6)	379 (100.0)
合計	188 (26.4)	524 (73.6)	416 (58.4)	712 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑬ 認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、変更届出時に経済産業局が「特段の理由の確認」を行っていない例

管轄経済産業局名	内容																			
関東経済産業局	<p>太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、関東経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。</p> <table border="1" data-bbox="494 884 646 1892"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>代表者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T株式会社</td> <td>F</td> <td>東京都K区K1-7-3</td> <td>49.5kW</td> <td>S県H市F193-1</td> </tr> <tr> <td>T株式会社</td> <td>F</td> <td>東京都K市K1-7-3</td> <td>48.4kW</td> <td>S県H市F195-1</td> </tr> </tbody> </table>					発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	T株式会社	F	東京都K区K1-7-3	49.5kW	S県H市F193-1	T株式会社	F	東京都K市K1-7-3	48.4kW	S県H市F195-1
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地																
T株式会社	F	東京都K区K1-7-3	49.5kW	S県H市F193-1																
T株式会社	F	東京都K市K1-7-3	48.4kW	S県H市F195-1																
近畿経済産業局	<p>① 近畿経済産業局による確認状況 太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近畿経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。</p> <p>② 関西電力株式会社による情報提供状況 同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。その後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたことと認識している。 なお、平成27年3月中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年3月11日に近畿経済産業局に情報提供している。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消するよう発電事業者を指導している。</p> <table border="1" data-bbox="1149 981 1300 1892"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H</td> <td>C県D市E740-1</td> <td>49.5kW</td> <td>C県D市G町H122番</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>C県D市E740-1</td> <td>49.5kW</td> <td>C県D市G町H122番1</td> </tr> </tbody> </table>					発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	H	C県D市E740-1	49.5kW	C県D市G町H122番	H	C県D市E740-1	49.5kW	C県D市G町H122番1			
発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地																	
H	C県D市E740-1	49.5kW	C県D市G町H122番																	
H	C県D市E740-1	49.5kW	C県D市G町H122番1																	

近畿経済産業局	<p>① 近畿経済産業局による確認状況 太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近畿経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。</p> <p>② 関西電力株式会社による情報提供状況 同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。その後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたことと認識している。今後、近畿経済産業局に情報提供を行う予定である。</p> <table border="1" data-bbox="576 902 726 1888"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>代表者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社S</td> <td>Y</td> <td>N県U市O415-1</td> <td>49.5kW</td> <td>N県U市O2820</td> </tr> <tr> <td>株式会社S</td> <td>Y</td> <td>N県U市O415-1</td> <td>49.5kW</td> <td>N県U市O2820-1</td> </tr> </tbody> </table>	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820	株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820-1
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地												
株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820												
株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820-1												

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-⑭ 電力会社からの情報提供状況

経済産業局名	電力会社からの情報提供状況
北海道経済産業局	<p>北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）から情報提供を受けた実績はない。</p> <p>（参考）[当省が北海道電力から聴取した情報提供状況]</p> <p>北海道経済産業局に情報提供を行った実績はない。</p> <p>ただし、平成 26 年秋頃に、接続契約申込みがあった 2 案件 5 設備（出力はいずれも 49.0kW 程度）について現地確認を行った際、「分割案件」のおそれがあったため、発電事業者を確認を行ったところ、接続契約申込みを取り下げたため、情報提供を行わなかった。</p>
東北経済産業局	<p>東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）から情報提供を受けている。</p> <p>東北電力が現地確認を行った際、別個に接続契約申込みのあった発電設備が隣接している等の実態が判明した場合には、「分割案件」のおそれがあるとして情報提供が行われている。その場合、発電事業者と連絡し、「特段の理由の確認」を行っている。</p> <p>今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を行うことが必要であったと考えられる設備として示された 38 設備のうち、2 設備については、東北電力から「分割案件」のおそれがあるとして平成 26 年冬に情報提供があったため、発電事業者と「特段の理由の確認」を行い、「分割案件」に該当しないと判断している。</p>
関東経済産業局	<p>東北電力、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）又は中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）から情報提供を受けている。</p> <p>平成 27 年 3 月 18 日までの間に、東京電力から 194 件、中部電力から 8 件及び東北電力から 2 件の「分割案件」のおそれのある設備について情報提供があり、情報提供があった全案件について、発電事業者と連絡し、「特段の理由の確認」を行っている。</p>
中部経済産業局	<p>中部電力から情報提供を受けている。</p> <p>平成 27 年 2 月 2 日までの間に、中部電力から「分割案件」のおそれのある 15 設備について情報提供を受けており、現在調査中の 5 設備を除く 10 設備については、設備認定情報や図面等により「分割案件」の該当性の確認を行い、8 設備については「分割案件」に該当しないと判断したが、2 設備については「分割案件」に該当するとして、一方の設備の廃止届を提出させた。</p> <p>今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を行うことが必要であったと考えられる設備として示された 140 設備のうち、2 設備については、中部電力から「分割案件」のおそれがあるとして平成 26 年 10 月 29 日に情報提供があったため、設備認定情報及び図面等で詳細を確認し、「分割案件」に該当しないと判断している。</p>
近畿経済産	<p>関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）又は北陸電力株式会社（以</p>

業局	<p>下「北陸電力」という。) から情報提供を受けている。</p> <p>平成 26 年 12 月末までの間に、関西電力から「分割案件」のおそれのある 10 設備について情報提供を受けており、このうち 4 設備については、申請者が同一である等の理由から「分割案件」と判断し、当該申請者に対して、「分割案件」を構成する発電設備のいずれか一方は稼働できない旨連絡している。また、残りの 6 設備については、「分割案件」ではないと判断している。</p> <p>さらに、平成 26 年 12 月末までの間に、北陸電力から「分割案件」のおそれのある 12 設備について情報提供を受けており、当該設備の申請者に対して、「分割案件」を構成する発電設備のいずれか一方は稼働できない旨連絡している。</p>
中国経済産業局	<p>中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から情報提供を受けている。</p> <p>平成 27 年 1 月 15 日までの間に、中国電力から「分割案件」のおそれのある 58 設備について情報提供を受けており、このうち 43 設備については、確認の結果、「分割案件」に該当すると判断して、一部の設備の廃止届の提出を依頼している。</p> <p><u>今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を行うことが必要であったと考えられる設備として示された 163 設備のうち、2 設備については、中国電力から「分割案件」のおそれがあるとして情報提供があった 58 設備に含まれている。この 2 設備については、確認の結果、「分割案件」に該当すると判断して、2 設備のいずれか一方の廃止届の提出を依頼している。</u></p>
四国経済産業局	<p>四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）から情報提供を受けている。</p> <p>平成 27 年 2 月末までの間に、四国電力から「分割案件」のおそれのある 33 組の設備について情報提供を受けており、現在調査中の 17 組の設備を除く 16 組の設備について「分割案件」該当性の確認を行っている。確認の結果、9 組については「分割案件」に該当しないと判断し、7 組については各組において認定設備が 1 設備だけになるよう残りの設備について廃止届を提出させている。</p>
九州経済産業局	<p>九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）から情報提供を受けている。</p> <p>平成 27 年 2 月 4 日までの間に、九州電力から「分割案件」のおそれのある 23 件の情報提供を受けており、現在調査中の 4 件を除く 19 件のうち 9 件については「分割案件」に該当すると判断し、廃止届を提出させている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑮ 当省の指摘を受けて、「分割案件」のおそれがあると電力会社が認識した例

管轄経済産業局名	内容												
近畿経済産業局	<p>① 近畿経済産業局による確認状況</p> <p>太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近畿経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。</p> <p>② 関西電力株式会社による情報提供状況</p> <p>同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。その後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたことと認識している。</p> <p>なお、平成 27 年 3 月中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 日に近畿経済産業局に情報提供している。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消するよう発電事業者を指導している。</p> <table border="1" data-bbox="794 891 946 1809"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H</td> <td>C 県D 市 E740-I</td> <td>49.5kW</td> <td>C 県D 市 G 町 H122 番</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>C 県D 市 E740-I</td> <td>49.5kW</td> <td>C 県D 市 G 町 H122 番 1</td> </tr> </tbody> </table>	発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	H	C 県D 市 E740-I	49.5kW	C 県D 市 G 町 H122 番	H	C 県D 市 E740-I	49.5kW	C 県D 市 G 町 H122 番 1
発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地										
H	C 県D 市 E740-I	49.5kW	C 県D 市 G 町 H122 番										
H	C 県D 市 E740-I	49.5kW	C 県D 市 G 町 H122 番 1										
近畿経済産業局	<p>① 近畿経済産業局による確認状況</p> <p>太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近畿経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。</p> <p>② 関西電力株式会社による情報提供状況</p> <p>同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。その後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたことと認識している。今後、近畿経済産業局へ情報提供を行う予定である。</p> <table border="1" data-bbox="1334 808 1380 1809"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>代表者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地							
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地									

	株式会社 S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820															
	株式会社 S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820-1															
近畿経済産業局	<p>関西電力が接続契約申込時においては「分割案件」のおそれがあると認識していなかった太陽光発電設備について、当省の指摘を受けて、同社が改めて確認したところ、下表のとおり、発電事業者が同一と判明したため、同社は「分割案件」のおそれがあると認識している。今後、近畿経済産業局へ情報提供を行う予定である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>代表者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社 R</td> <td>S</td> <td>T県U市V町170-2</td> <td>49.5kW</td> <td>T県U市V町2759-1</td> </tr> <tr> <td>株式会社 R</td> <td>S</td> <td>T県U市V町170-2</td> <td>49.5kW</td> <td>T県U市V町2760</td> </tr> </tbody> </table>					発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	株式会社 R	S	T県U市V町170-2	49.5kW	T県U市V町2759-1	株式会社 R	S	T県U市V町170-2	49.5kW	T県U市V町2760
発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地																
株式会社 R	S	T県U市V町170-2	49.5kW	T県U市V町2759-1																
株式会社 R	S	T県U市V町170-2	49.5kW	T県U市V町2760																
近畿経済産業局	<p>関西電力が接続契約申込み時に発電事業者から両区画を分断する道路があると聞き取っていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった下表の太陽光発電設備について、当省の指摘を受けて、同社が改めて地区で設備の所在地を確認したところ、両区画を分断する道路がないことが判明したため、同社は「分割案件」のおそれがあると認識している。今後、近畿経済産業局へ情報提供を行う予定である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電事業者名</th> <th>発電事業者住所</th> <th>発電出力</th> <th>発電設備の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y</td> <td>Z府A市B1-2-16</td> <td>49.5kW</td> <td>C県D市E422-1, 422-2, 423-2, 423-3</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>Z府A市B1-2-16</td> <td>49.5kW</td> <td>C県D市E423-2, 423-4, 423-6</td> </tr> </tbody> </table>					発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	Y	Z府A市B1-2-16	49.5kW	C県D市E422-1, 422-2, 423-2, 423-3	Y	Z府A市B1-2-16	49.5kW	C県D市E423-2, 423-4, 423-6			
発電事業者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地																	
Y	Z府A市B1-2-16	49.5kW	C県D市E422-1, 422-2, 423-2, 423-3																	
Y	Z府A市B1-2-16	49.5kW	C県D市E423-2, 423-4, 423-6																	

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

3 電力系統への接続状況

勸告	説明図表番号
<p>再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給するためには、再生可能エネルギー発電設備を電気事業者(注)の電力系統に接続する必要がある。</p> <p>(注) 電気事業者のうち、特定規模電気事業者(一定規模以上の需要に対応した電気の供給を行う事業者。多くは自ら維持運用する電線路を有さず、一般電気事業者が維持運用する電線路を通じて電気の供給を行う。)を除く。以下この項目において同じ。</p> <p>固定価格買取制度では、電気事業者が、その電力系統に経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の接続を求められたときは、①発電事業者が接続に必要な費用を負担しない場合、②電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがある場合及び③施行規則で定める正当な理由がある場合を除き、拒んではならないこととされている(法第5条第1項)。</p>	表 3-①
<p>このうち、発電事業者が負担しなければならない接続に必要な費用(以下「工事費負担金」という。)は、①電源線(発電所から電力系統への電線路であって電気事業者が維持運用するもの)、②電圧の調整装置(高圧又は特別高圧の電線路に接続するために必要な昇圧装置等)、③電力量計(再生可能エネルギー電気の量を計量するもの)、④発電設備を監視するために必要な設備の設置等に要する費用とされている(施行規則第5条第1項)。また、電気事業者は、書面により工事費負担金の内容及び積算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示さなければならないこととされている(同条第2項)。</p>	表 3-①(再掲)
<p>これらの費用に係る具体的な提示内容については、経済産業省、発電事業者団体、電気事業連合会等を関係者として検討が行われ、その合意内容である「再生可能エネルギーの系統連系について」(平成24年12月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課)において、工事費負担金の内訳として提示すべき具体的項目等が示されている。また、この合意内容を受け、各電気事業者は、平成25年2月以降、発電事業者が電力系統に接続しようとする際の手続等を定めた自らの系統アクセスルールを改正した。</p>	表 3-②
<p>また、電力系統への接続手続は、通常、①事前相談、②接続検討申込み、③接続契約申込みの順で行われるが、各電気事業者の系統アクセスルールでは、原則として、出力50kW以上の発電設備の場合は接続検討申込み及び接続契約申込みの回答時に、接続検討申込みを省略できる出力50kW未満の発電設備の場合は接続契約申込みの回答時に、それぞれ内訳を含む工事費負担金概算及び算定根拠を示すこととされている。工事費負担金の支払がなされると、各電気事業者は電力系統への接続工事を行い、請求額と実費に差額が生じた場合は工事完了後に工事費負担金の精算を行っている。</p>	表 3-③

今回、電力系統への接続状況について、i) 沖縄電力株式会社を除く 9 電力会社を調査し、また、ii) 平成 26 年 3 月 31 日までに認定を受けた出力 10kW 以上の太陽光発電設備延べ 4,021 設備(延べ 2,041 発電事業者)を書面により調査し、iii) ii) で「工事費負担金が高いと感じた」又は「工事費負担金が高いことが主な理由で運転開始を断念した」と回答のあった 798 設備(延べ 393 発電事業者)の中から 361 設備(244 発電事業者)を任意に抽出して実地に調査したところ、以下のような状況がみられた。

表 3-④

表 3-⑤

(1) 工事費負担金の状況

9 電力会社では、固定価格買取制度が開始した平成 24 年 7 月以降 26 年 11 月末までの間に、法第 5 条第 1 項に基づいて電力系統への接続を拒否した実績はないとしている。

一方、調査対象とした 4,021 設備のうち、工事費負担金を支払った又は工事費負担金額について調整中である 2,620 設備について、工事費負担金額をどのように受け止めたか発電事業者に調査したところ、「妥当な額であると感じた」が 1,714 設備(65.4%)、「高いと感じた」が 771 設備(29.4%)、「安いと感じた」が 106 設備(4.0%)、無回答が 29 設備(1.1%)となっている。

表 3-④ (再掲)

また、運転開始を断念した 450 設備について、その主な理由を発電事業者に調査したところ、「必要な土地を調達できなかったため」が延べ 153 設備(33.9%)、「事業費の調達が困難になったため」が延べ 44 設備(9.8%)、「工事費負担金が高いことが主な理由で、事業の採算が合わなくなったため」が延べ 27 設備(6.0%)、「その他(事業方針の変更等)」が延べ 227 設備(50.3%)となっている。

さらに、実地に調査した 361 設備の中には、電力会社から示された工事費負担金額及び工事内容に発電事業者が納得できなかったため、電力会社と発電事業者で協議を行い、対案との比較を行った結果、工事費負担金が減額となる案が採用された例もみられた。

表 3-⑥

なお、「工事費負担金が高いと感じた」又は「工事費負担金が高いことが主な理由で運転開始を断念した」と回答のあった 798 設備の中から任意に抽出して実地に調査した 361 設備のうち、運転を開始していない又は工事費負担金額が確認できなかった 133 設備を除いた 228 設備の工事費負担金の中央値は、①出力 10kW 以上 50kW 未満の設備で 1.05 万円/kW、②50kW 以上 500kW 未満の設備で 0.25 万円/kW、③500kW 以上 1,000kW 未満の設備で 0.30 万円/kW、④1,000kW 以上の設備で 0.44 万円/kW であり、全体では 0.89 万円/kW となっている。

表 3-⑦

(2) 工事費負担金の提示状況

<p>ア 出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備</p> <p>「工事費負担金が高いと感じた」又は「工事費負担金が高いことが主な理由で運転開始を断念した」と回答のあった 798 設備の中から任意に抽出して実地に調査した上記 361 設備のうち、出力が 10kW 以上 50kW 未満の発電設備は 230 設備ある。このうち、平成 25 年 2 月以前に接続契約申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が確認できなかった発電設備等を除いた 107 設備について、工事費負担金内訳の提示状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 総額のみを提示し、内訳がなかったものが 14 設備 (13.1%) (うち、出力 20kW 以上 30kW 未満が 1 設備、出力 30kW 以上 40kW 未満が 1 設備、出力 40kW 以上が 12 設備)</p> <p>② 内訳として資材費、工費及び諸掛費の概算額等しか提示しておらず、「再生可能エネルギーの系統連系について」で提示することとされた提示項目に比べて提示内容が不十分であったものが 31 設備 (29.0%) (うち、出力 10kW 以上 20kW 未満が 4 設備、出力 20kW 以上 30kW 未満が 3 設備、出力 40kW 以上が 24 設備)</p> <p>また、上記①及び②の中には、発電事業者が電力会社に内訳又は</p>	<p>表 3-⑧</p> <p>表 3-⑨、⑩</p> <p>表 3-⑪</p>
<p>イ 出力 50kW 以上の発電設備</p> <p>上記 361 設備のうち、出力が 50kW 以上の発電設備は 131 設備ある。このうち、平成 25 年 2 月以前に接続検討申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が確認できなかった発電設備を除いた 54 設備について、工事費負担金内訳の提示状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 総額のみを提示し、内訳がなかったものが 1 設備 (1.9%) (出力 50kW 以上 500kW 未満)</p> <p>② 内訳として配電線工事、系統制御関連工事の概算額等しか提示しておらず、「再生可能エネルギーの系統連系について」で提示することとされた提示項目に比べて提示内容が不十分であったものが 6 設備 (11.1%) (うち、出力 50kW 以上 500kW 未満が 2 設備、出力 1,000kW 以上 2,000kW 未満が 4 設備)</p> <p>経済産業省は、このような事例を把握していなかったため、電力会社に対する指導も行っていないとしている。</p> <p>なお、9 電力会社の中には、接続検討申込みへの回答の早期化や工事費負担金の予見性向上等を目的に、高圧の電力系統に架空配電線を新設するなどの場合に限って、平成 26 年 10 月以降、材料費等の積算に基づき実工事費を算出する従来の方法から、あらかじめ公表した工事</p>	<p>表 3-⑫</p> <p>表 3-⑬、⑭ (再掲)</p> <p>表 3-⑭</p>

費単価に工事こう長（電線を敷設する際の 2 点間の距離）を乗じて工事費負担金を算出する方法に切り替えている例もみられた。

【所見】

したがって、経済産業省は、電力系統への接続に要する費用の透明性を確保するため、電力会社に対し、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示された提示方法によって工事費負担金内訳を提示するよう指導する必要がある。

表 3-① 電力系統への接続に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 <抜粋>
(接続の請求に応ずる義務)

第5条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなく第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 <抜粋>

(接続に必要な費用)

第5条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める接続に必要な費用は、次のとおりとする。

一 当該接続に係る 電源線（電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する電源線（同条第三項第二号から第七号までに掲げるものを除く。）をいう。）の 設置又は変更に係る費用

二 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定供給者が自らの認定発電設備と電氣的に接続を行い、又は行おうとしている接続請求電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）との間に設置される 電圧の調整装置の設置、改造又は取替えに係る費用（前号に掲げる費用を除く。）

三 当該特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量するために必要な 電力量計の設置又は取替えに係る費用

四 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される設備であつて、接続請求電気事業者が当該認定発電設備を監視、保護若しくは制御するために

必要なもの又は当該特定供給者が当該接続請求電気事業者と通信するために必要なものの設置、改造又は取替えに係る費用

- 2 接続請求電気事業者は、特定供給者から法第五条第一項の規定による接続の請求があった場合には、当該特定供給者に書面により前項各号に掲げる費用の内容及び積算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示さなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-② 「再生可能エネルギーの系統連系について」(平成 24 年 12 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー対策課) <抜粋>

1. はじめに

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)を受けて、系統の受け入れ可能情報や接続コスト、系統接続の手続き書類の簡素化・統一化、標準処理期間の短縮等について、再生可能エネルギー発電事業者(以下「再エネ事業者」という。)の意見を聞きながら、見直しを行うこととなった。これを受けて、資源エネルギー庁では、一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)、一般社団法人日本風力発電協会(JWPA)、電気事業連合会、一般社団法人電力利用系統協議会(ESCJ)をメンバーとした検討を行い、情報公表のあり方等について一定の結論を得た。なお、本検討に当たっては、新エネルギー対策課において、水力発電等の団体に対してもヒアリングを行い、必要に応じてその意向を反映した。

なお、本検討は系統連系の円滑化を目的とするものであり、以下に掲げるルールその他、一般電気事業者および再エネ事業者は系統連系の円滑化に向けて積極的に取り組むことが望まれる。

特に一般電気事業者は、系統連系に不慣れな再エネ事業者に配慮して、透明かつ丁寧な手続きによる連系協議を行うべきことについて、営業所単位に徹底し、再生可能エネルギーの導入拡大について、積極的に協力していくこととする。

また、再エネ事業者においても、系統連系に関するルールの理解を深めるよう、JPEA、JWPA等は必要な取り組みを進める。

2. 検討結果

(1) 整理を行った項目

系統への接続検討を行う際には、図 1 の業務フローで一般電気事業者の送配電部門等に接続検討の申込みを行うこととなる(事前相談については任意)。上記閣議決定での指摘を踏まえ、当該業務フローの円滑化のため、以下の項目について整理を行った。

- ① 系統連系する際の予見可能性の向上に資する情報の公表のあり方
・ 系統情報の公表のあり方

・系統連系費用の提示のあり方

②申請手続きの円滑化に向けた取り組み

(略)

③再エネ発電事業者への周知活動

(略)

(2) 系統に連系する際の予見可能性の向上に資する情報について

系統への連系を検討する際においては、発電事業者の予見可能性を高める観点から、系統の連系制約や、必要となるコストや工事にかかることが見込まれる期間に係る情報の公表¹が求められる。他方、これらの情報を発電事業者が入手する局面は、以下のように分類できる。

① (略)

②-(i) (略)

②-(ii) (略)

③ 一般電気事業者各社が 接続検討³ 結果において提示する系統情報
：「接続検討後提示情報」

^{1,2}(略)

³ 発電事業者が、一般電気事業者に対して検討料(21万円)を支払って接続検討を行う段階。高圧連系以上が対象。50kW未満の低圧連系の場合は、接続検討を行わずに接続の申込みとなる場合が多い。費用はかからず、原則として特段問題なく迅速に系統に連系される。

上記の分類を踏まえ、局面ごとに、以下のとおり系統情報の公表を進める。

<系統情報の公表：概要>

→ESCJルールに反映

項目・内容	
(略)	(略)
	一般電気事業者各社から提示する情報 (略)
③ 接続検討後提示情報	○接続検討結果において提示する情報 ・接続検討の申込者が希望した受電電力に対する連系可否およびその根拠 ・希望した受電電力での連系ができない場合における代替案 ・系統連系工事の概要 ・ <u>概算工事費(内訳を含む。)</u> および <u>算定根拠</u> (発電事業者が希望する場合は設計図書または工事概要図等) ・ <u>工事費負担金概算(内訳を含む。)</u> ・所要工期 ・発電者側に必要な対策 ・前提条件 ・運用上の制約

(略)

<系統連系に係る費用の提示>

→一般電気事業者各社ルールに反映

○概算工事費・工事費負担金概算について

概算工事費・工事費負担金概算については、別添1-①から1-④のとおりの提示項目とする⁵。ただし、提示する書式については、当該別添資料において示されている情報が

含まれている限りにおいて、一般電気事業者各社により当該別添資料と異なる書式とすることを妨げるものではない。

⁶ 具体的な記載例についても、別添1-⑤及び1-⑥に併せて記載している。また、事業者が要望する場合、工事費の算定根拠を示すものとして、工事に関する設計図書または工事概要図等を提示することとする。その際、第三者情報等については黒塗りをする等の措置を講じた上で提示することとし、発電事業者がその費用を負担することを前提に、当該発電事業者の要望に応じ、複写も認めることとする。

(略)

4. 今後の進め方、フォローアップ

閣議決定に従い、関係者間で検討した結果として、当面上記2～3の取扱いとすることにつき、関係者の合意に至った。本合意に従い、E S C Jルールおよび一般電気事業者の系統連系ルールを見直すこととし、E S C Jルール等に反映されない事項については、E S C Jが作成するQ&Aに公表する。

なお、ルール等の改正後半年～1年後を目途に関係者が再度集まり、今回の見直しについて検証するとともに、系統連系の更なる円滑化に向けた改善の必要性について検討することとする。

今後の大まかなスケジュールは以下のとおり。

平成25年 2月 E S C Jルール改正、その後各社の系統アクセスルールの改正

3月 E S C Jおよび再エネ事業者団体主催による説明会の開催

平成25年 8月～平成26年3月頃 関係者によるフォローアップ

【添付書類一覧】

<別添1> 負担金工事内訳

- ・ 1-① : 負担金工事内訳（高圧・低圧）【工事費負担金請求時用】
- ・ 1-② : 負担金工事内訳（高圧・低圧）【接続検討回答時用】
- ・ 1-③ : 負担金工事内訳（特別高圧）【工事費負担金請求時用】
- ・ 1-④ : 負担金工事内訳（特別高圧）【接続検討回答時用】
- ・ 1-⑤ : 負担金工事内訳（高圧・低圧）【工事費負担金請求時用】記載例
- ・ 1-⑥ : 負担金工事内訳（特別高圧）【工事費負担金請求時用】記載例

(略)

負担金工事内訳（高圧・低圧）

【工事費負担金請求時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	m	m	m	
	高圧引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器（kVA）	台	台	台	
	低圧線	m	m	m	
	低圧引込線	m	m	m	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール・ハンドホール	箇所	箇所	箇所	
	高圧ケーブル	m	m	m	
計量器	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※1 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、当社と守秘義務契約を締結していただく必要があります。

※1 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

総額	〇〇. 〇百万円（消費税等相当額 〇. 〇百万円含む） （材料費等〇〇. 〇百万円、工費等〇〇. 〇百万円）
内訳	架空線工事 〇. 〇百万円（消費税等相当額除く） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円） 地中線工事 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円） 計量器工事 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円） その他 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）

※2 【架空線/地中線】工事の内訳中、調査測量費、用地取得費及び設計費等その他の費用を材料費等に【〇%/〇円】、工費等に【〇%/〇円】含んでおります。

負担金工事内訳（高圧・低圧）

【接続検討回答時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	m	m	m	
	高圧引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器（kVA）	台	台	台	
	低圧線	m	m	m	
	低圧引込線	m	m	m	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール・ハンドホール	箇所	箇所	箇所	
	高圧ケーブル	m	m	m	
計量器	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※1 接続検討では、現地の詳細な調査測量及び用地交渉等を実施しておりませんので、実際には工事概要および工事費用が変更となる場合があります。

※2 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、当社と守秘義務契約を締結していただく必要があります。

※2 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

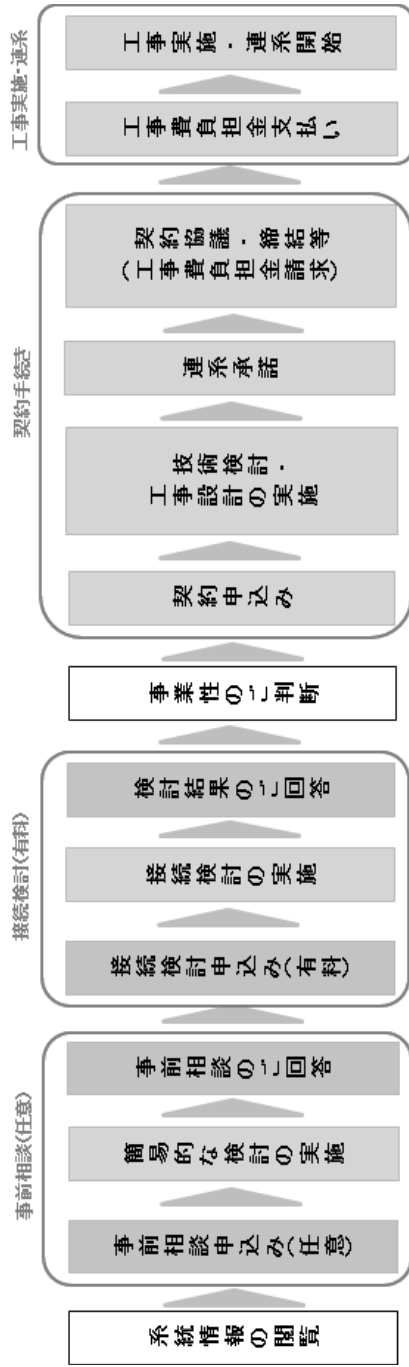
総額	〇. 〇百万円（消費税等相当額 〇. 〇百万円含む）
内訳	架空線工事 〇. 〇百万円（消費税等相当額除く）
	地中線工事 〇. 〇百万円（ " ）
	計量器工事 〇. 〇百万円（ " ）
	その他 〇. 〇百万円（ " ）

※3 【架空線/地中線】工事の内訳中、調査測量費、用地取得費及び設計費等その他の費用を【%/〇円】含んでおります。

(注) 1 下線は原資料に付されているものであり、波線は当省が付したものである。

2 負担金工事内訳の様式は、特別高圧のものも含めて、経産省のホームページ（「なっとく！再生可能エネルギー」の「よくある質問」）に掲載されている。

表3-③ 電力系統への接続手続の主な流れ



(注) 電力広域的運営推進機関の資料による。

表3-④ 書面調査の対象とした出力10kW以上の太陽光発電設備の運転状況等

発電設備の運転状況	設備数	事業者数	(単位：設備、事業者 数)
① 運転を開始した。	2,109	1,036	771 (29.4)
② 現在、系統接続の工事中である。	413	214	1,714 (65.4)
③ 電力会社と工事費負担金の負担金額について調整中である。	98	56	106 (4.0)
④ 電力会社へ接続契約の申込みをしており、電力会社の回答を待っている。	361	131	29 (1.1)
⑤ 現在、発電設備の建設中である。	261	112	2,620 (100)
⑥ 運転開始を断念した。	450	262	1,306 (100)
⑦ その他(関係法令の許可手続中等)	329	230	合計
	4,021	2,041	

2 工事費負担金について	設備数	事業者数	(単位：設備、事業者 数)
⑧ 高いと感じた。	771	378	27 (6.0)
⑨ 妥当な額であると感じた。	1,714	801	44 (9.8)
⑩ 安いと感じた。	106	79	153 (33.9)
⑪ 無回答	29	48	227 (50.3)
	2,620	1,306	合計
	(100)	(100)	

3 運転開始を断念した主な理由について	設備数	事業者数
⑫ 工事費負担金が高いことが主な理由で、事業の採算が合わなくなったため。	27	15
⑬ 事業費の調達が困難になったため。	44	29
⑭ 必要な土地を調達できなかったため。	153	75
⑮ その他(事業方針の変更等)	227	151
	50.3	55.9
	合計	合計
	451	270
	(100)	(100)

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 ①から⑦は複数回答可である。
 3 ③は複数回答可であるため、⑥と③の合計は一致しない。
 4 割合は四捨五入の関係で、合計が100にならない場合がある。

表3-⑤ 実地調査した発電設備数等

(単位：設備、事業者)

電力会社名	発電設備所在地	調査対象発電設備数	調査対象発電設備の出力別内訳										調査対象事業者数
			10kW以上50kW未満		「10kW以上50kW未満」の出力別内訳		50kW以上	「50kW以上」の出力別内訳			50kW以上		
			10kW～	20kW～	30kW～	40kW～		50kW～	500kW～	1,000kW～		2,000kW～	
北海道電力	北海道	21	11	1	2	0	8	10	4	1	5	0	15
東北電力	宮城県	9	6	0	0	0	6	3	0	1	1	1	9
	青森県	16	6	0	0	0	6	10	3	2	5	0	14
	秋田県	7	1	0	0	1	0	6	0	2	4	0	5
	山形県	11	8	1	0	0	7	3	3	0	0	0	10
東京電力	埼玉県	16	13	2	0	2	9	3	2	0	0	1	9
	茨城県	10	7	1	1	1	4	3	2	0	1	0	10
中部電力	長野県	20	14	0	0	1	13	6	3	0	3	0	15
	愛知県	13	3	0	1	0	2	10	6	3	1	0	9
北陸電力	富山県	11	9	2	1	0	6	2	1	0	1	0	9
関西電力	大阪府	22	15	2	4	3	6	7	3	3	1	0	13
	広島県	21	10	0	2	1	7	11	8	0	3	0	12
中国電力	鳥取県	10	5	0	1	0	4	5	0	4	1	0	9
	香川県	20	18	2	2	2	12	2	1	1	0	0	15
四国電力	高知県	24	11	3	0	2	6	13	0	3	10	0	15
	福岡県	25	16	0	0	0	16	9	3	3	3	0	15
	熊本県	26	25	0	3	0	22	1	0	0	1	0	15
	大分県	23	16	0	1	1	14	7	1	2	4	0	15
九州電力	宮崎県	28	20	2	0	0	18	8	3	4	1	0	15
	鹿児島県	28	16	2	1	1	12	12	4	2	6	0	15
合計		361	230	18	19	15	178	131	47	31	51	2	244

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の設備について一括して工事費負担金の請求がなされた場合には、1設備としてカウントしている。

表 3-⑥ 工事費負担金が減額となる案が採用された例

電力会社名	内容
九州電力	<p>[出力] 1,000kW [発電設備所在地] 大分県 [経緯]</p> <p>九州電力が平成 24 年 8 月に回答した接続検討結果における概算工事費負担金額に発電事業者が難色を示し、同発電事業者と九州電力営業所とで打ち合わせを行うなどして、他の系統対策工事案との比較を行った。</p> <p>その結果、電圧調整装置を設置する当初の案ではなく、発電設備の最大出力が制限され発電電力量が低減するものの、工事費負担金が減額となる運転案を発電事業者が採用した結果、接続検討結果回答時の概算工事費負担金約 320 万円が、詳細設計後には約 140 万円へと変更となった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-⑦ 調査対象発電設備の工事費負担金の中央値等

(単位：万円/kW、設備)

区 分	工事費負担金				
	10 kW以上 50 kW未満	50 kW以上 500 kW未満	500 kW以上 1,000 kW未満	1,000 kW 以上	全体
中央値	1.05	0.25	0.30	0.44	0.89
平均値	1.64	0.41	0.65	0.64	1.31
設備数	161	31	14	22	228

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設備数」は、実地に調査した発電設備（361 設備）から運転を開始していない又は工事費負担金額が確認できなかった設備（133 設備）を除いたものである。

表3-⑧ 工事費負担金内訳の提示状況（出力10kW以上50kW未満の発電設備）

（単位：設備、％）

電力会社名	発電設備所在地	調査対象発電設備数	資料が確認できた設備数	工事費負担金内訳の提示状況												
				提示有		提示無		「提示無」の出力別状況					「提示内容不十分」の出力別状況			
				提示有	提示無	10kW～	20kW～	30kW～	40kW～	10kW～	20kW～	30kW～	40kW～			
北海道電力	北海道	11	8	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
東北電力	宮城県	6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	青森県	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	秋田県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	8	4	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1
東京電力	埼玉県	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	茨城県	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1
中部電力	長野県	14	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛知県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸電力	富山県	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	1	0	4
関西電力	大阪府	15	5	3	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
中国電力	広島県	10	5	0	1	0	0	0	0	0	1	4	0	1	0	3
	鳥取県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国電力	香川県	18	11	8	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	高知県	11	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州電力	福岡県	16	11	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
	熊本県	25	14	11	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	2
	大分県	16	12	10	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	宮崎県	20	6	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	鹿児島県	16	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	割合	230	107	62	14	0	1	1	1	12	31	4	4	3	0	24
			100	57.9	13.1						29.0					

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数の設備について一括して工事費負担金の請求がなされた場合には、1設備としてカウントしている。
 3 「資料が確認できた設備数」は、「調査対象発電設備数」から、平成25年2月以前に接続契約申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が保管されていないなかった発電設備等を除いた設備数である。
 4 「割合」は、「資料が確認できた設備数」の合計数に占める割合である。

表 3-⑨ 工事費負担金内訳の提示内容が不十分であった例(出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備)

電力会社名	工事費負担金内訳の提示内容等					
北海道電力	[出力] 49.5kW [提示内容] 平成 25 年 10 月〇日付け「工事費負担金見積書」(抜粋) 2. 工事費負担金の算定内訳					
	需要場所	〇〇〇				
	契約種別	定額電灯及び太陽光発電設備設置に伴う系統連系				
	工事費負担金内訳	請負工事代				〇〇〇
		資材代等 (電柱・電線・変圧器・諸材料)				〇〇〇
総経費					〇〇〇	
消費税等相当額					〇〇〇	
	工事費負担金計				〇〇〇	
東北電力	[出力] 40kW [発電設備所在地] 宮城県 [提示内容] 平成 26 年 4 月〇日付け「工事費負担金のお知らせ」(抜粋) 【内訳】 (単位:円)					
	工事費(実費分)				工事費(合計)	
	資材費	工費	諸掛り	消費税相当額	(消費税相当額再掲)	
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇 (〇〇〇)	
東京電力	[出力] 38.5kW、44kW (工事費負担金は両設備の合計額) [発電設備所在地] 茨城県 [提示内容] 平成 26 年 3 月〇日付け「太陽光発電等における工事負担金のご請求について」(抜粋) 4. ご請求金額 合計 〇〇〇円(消費税込み) 【ご請求内訳】 〇〇〇円(消費税込み)『その他材料費等(工事費含む)』 〇〇〇円(消費税込み)『購入用計器(工事費含む)』					
北陸電力	[出力] 40kW [発電設備所在地] 富山県 [提示内容] 平成 26 年 9 月〇日付け「請求書」(抜粋) ・工事概要 変圧器、引込線および買取用計器工事 <買取用計器> 計器種別: 単相 3 線式 250A 計器箱: お客さまにて準備 ・費用内訳					
		項 目	金額(円)			
		工事費負担金	〇〇〇			
		買取用計器工事費	〇〇〇			
		合 計	〇〇〇			
	消費税等相当額(再掲)	〇〇〇				

中国電力	[出力] 49.5kW [発電設備所在地] 広島県 [提示内容] 平成26年10月〇日付け「工事費負担金請求書」(抜粋)					
	内訳		材料費	工費	諸掛費	計
	架空線工事	取付	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		撤去	〇〇〇	〇〇〇		
		計	〇〇〇	〇〇〇		
合計					〇〇〇 (〇〇〇)	
※架空線工事内容：変圧器取付および取替、低圧線撤去、引込線新設工事						
四国電力	[出力] 49.9kW [発電設備所在地] 香川県 [提示内容] 平成25年9月〇日付け「請求書」添付の「工事費負担金内訳書」(抜粋)					
	科目	品名または工事種別		金額(円)		
	低圧電線	低圧線工事		〇〇〇		
		小計		〇〇〇		
	変圧器	変圧器工事		〇〇〇		
		小計		〇〇〇		
	引込線	引込線工事		〇〇〇		
		小計		〇〇〇		
	その他	諸費		〇〇〇		
		小計		〇〇〇		
	以上合計			〇〇〇		
工事費合計(円)			〇〇〇			
消費税(再掲)			〇〇〇			
九州電力	[出力] 49.3kW [発電設備所在地] 福岡県 [提示内容] 平成26年6月〇日付け「工事費負担金の請求について」(抜粋) 工事費負担金内訳					
	項目	金額		備考		
	材料費	〇〇〇円		計器代を含む		
	取付工費	〇〇〇円				
	撤去工費	〇〇〇円				
	諸経費	〇〇〇円				
	撤去品戻入	〇〇〇円				
	合計	〇〇〇円				
	消費税(8%)	〇〇〇円				
	ご請求金額				〇〇〇円	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 工事費負担金額等は、調査対象発電設備が特定されるおそれがあるため、明示していない。

表 3-⑩ 工事費負担金内訳の提示内容が不十分であったことについての各電力会社の意見等

電力会社名	意見等
北海道電力	<p>連系区分が低圧・高圧の発電設備（注）については、平成 25 年 7 月に当社が定めた電力購入業務処理マニュアルに基づき、「再生可能エネルギーの系統連系について」（前掲表 3-②）で示された負担金工事内訳の様式を準用して工事費負担金内訳を提示している。</p> <p>また、連系区分が特別高圧の発電設備（注）については、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示されたものよりも詳細な工事設計結果の様式を用いて工事費負担金内訳を提示している。</p> <p>工事費負担金内訳が提示されていなかった事例については、既に工事内容の詳細について発電事業者と打合せ済みであったことから内訳の提示を省略したケースや、単純に添付を失念したことなどが考えられ、社内マニュアルの取扱いが遵守されていなかった事実について反省点として認識している。</p> <p>なお、本店が実施する支店に対する業務点検により、工事費負担金内訳の添付状況についても確認している。営業所に対しては支店が業務点検を行っている。</p>
東北電力	<p>連系区分が低圧の発電設備については、規模が小さく、工事費負担金も多額とならないことから、工事費負担金として、資材費、工費、諸掛り等を示している。</p> <p>また、連系区分が高圧・特別高圧の設備については、工事費負担金内訳として、工事概要（設備項目ごとの工事内容）及び概算工事金額を示している。</p> <p>発電事業者からの要望があれば、各営業所において、どのような工事を行うのか図面等を示しながら説明するなどの対応をしているものと理解していたが、今回の工事費負担金内訳の提示内容が不十分だった事例を鑑み、「再生可能エネルギーの系統連系について」に基づき、様式、取扱い等の見直しについて検討したい。</p>
東京電力	<p>「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された様式に準じて、平成 25 年度に工事費負担金内訳の様式を定め、各支社に当該様式を使用するよう指示した。</p> <p>一部の支社が工事概要を示していなかったことについては、記載例を示していなかったこともあって提示内容に差が生じてしまったものと認識している。</p> <p>工事概要の記載例については、平成 27 年 3 月 16 日及び 6 月 23 日に社内周知・徹底を改めて実施した。</p>
北陸電力	<p>連系区分が高圧・特別高圧の発電設備の場合は接続検討回答時に、連系区</p>

	<p>分が低圧の発電設備の場合は接続契約申込みに対する電話による回答後に、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された負担金工事内訳の様式を準用した工事費負担金内訳を提示するよう社内規則である取扱指針に定めて、各支店等における統一的な取扱いとしている。</p> <p>本取扱いについては、これまでも社内会議等にて周知してきたが、今般の事例を踏まえて、改めて周知徹底したい。</p>
関西電力	<p>「電力購入にかかる工事費負担金取扱いマニュアル」（平成 16 年 11 月 30 日制定、25 年 3 月 29 日改正）において、接続検討及び接続申込みの回答並びに工事費負担金請求時における金額の提示は、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された負担金工事内訳の様式を準用して定めた様式を用いると規定しており、全支店・営業所に対し周知している。</p> <p>しかし、平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、各支店が管内の営業所に対して実施したセルフチェック（毎年実施する業務の実施状況等に係る内部監査）において、接続検討申込みの回答時に負担金工事内訳の添付漏れがあることが判明した。このため、同年 10 月 29 日付けで文書を発出し、接続検討回答時における負担金工事内訳の添付の徹底を改めて周知しており、現在では添付漏れはないと認識している。</p>
中国電力	<p>連系区分が高圧・特別高圧の発電設備については、平成 25 年 5 月 9 日付け客配系第 164 号「事業用太陽光発電等の接続検討における工事概要および工事補償金内訳の事業者への提示について（通知）」で、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された負担金工事内訳の様式を利用して工事費負担金内訳を提示するよう指示している。また、連系区分が高圧の発電設備については、平成 26 年 10 月に公表した「標準モデル単価」に必要数量を乗じた金額を提示する方式に改めている。</p> <p>一方、連系区分が低圧の発電設備については、接続検討回答書のサンプルを示しており、このサンプルに倣って提示している。低圧の発電設備については工事費負担金が高額になることが少なく、また、工事費負担金の内訳を求められることも少ないため、当該サンプルには、材料費、工費及び諸掛り別の金額内訳を示して記載するようにしている。なお、当該サンプルは、平成 25 年 5 月 9 日付け客配系第 164 号を通知した際、管内営業所から低圧の発電設備の場合の工事費負担金内訳の提示の取扱いについて問合せがあったため、メール等で示したものであり、正式に各営業所に通知したものではない。</p> <p>連系区分が低圧の発電設備に係る工事費負担金内訳の提示については、管内営業所に明確な指示ができていなかったため、その見直しも含めて早急に取扱いについて検討したい。</p>
四国電力	<p>平成 25 年 2 月以降、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された標準様式を用いて工事費負担金内訳を提示することとしており、社内掲示</p>

	<p>板に標準様式を掲載し、また、全部門を対象とした再生可能エネルギー関係システムアクセス業務処理方法の周知会、配電部門での太陽光連系技術・運用情報交換会などの場で同様式の使用について支店・営業所に対し周知、指導してきた。</p> <p>工事費負担金内訳の提示が不十分だった平成 25 年の事例については、個々の社員の認識不足やミス等が原因と考えられるが、管内の支店・営業所に対する周知が十分浸透していなかったことも一因であると考えている。</p> <p>平成 26 年以降については、継続した周知・指導により、電力システムへのアクセス業務に関する適正な処理が徹底されていると認識しているが、今般の事例を踏まえ、標準様式を使用する際の工事費負担金内訳の提示の徹底について、支店・営業所に再周知したい。</p>
九州電力	<p>発電事業者に対する工事費負担金内訳の提示について、平成 25 年 6 月 14 日に、社内通達『工事費負担金請求時の「工事費負担金請求書」および「工事内訳」の様式送付について』を发出し、「再生可能エネルギーの系統連系について」で示された様式を用いた工事費負担金内訳の提示を全社内へ指示した。</p> <p>その後も工事費負担金内訳の提示が一部の営業所で不十分であったため、平成 27 年 1 月 26 日の改正再エネ特措法施行規則の施行を契機に、27 年 1 月 23 日に、社内通達「再エネ特措法施行規則改正に伴う再エネ関係申込書類等の変更について」（お客さま本部業務運営グループ）を发出して、提示方法の統一を図った。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 連系区分が「低圧」の発電設備は、出力 50kW 未満の発電設備を指し、「高圧」の発電設備は出力 50kW 以上 2,000kW 未満の発電設備を指す。また、「特別高圧」の発電設備は、出力 2,000kW 以上の発電設備を指す。

表 3-⑪ 発電事業者が工事費負担金の内訳又は詳細な内訳の提示を求めたものの断られた例

電力会社名	経緯及びそれに対する電力会社の意見
東北電力	<p>[出力] 49.5kW [発電設備所在地] 宮城県 [経緯] 事前に工事費負担金の内訳が示されないまま、平成 26 年 12 月〇日までに工事費負担金の支払を求める 12 月〇日付け請求書が届いたため、支払を数日間猶予するよう求めるとともに、どのような工事内容でその金額になるか照会したところ、支払猶予については検討するが、工事費負担金の算定根拠については示せないと言われた。工事費負担金が納付されなければ、工事を実施しないとのことであったので指定期日までに工事費負担金を支払った。</p>
中国電力	<p>[出力] 29.7kW [発電設備所在地] 広島県 [経緯] 平成 26 年 8 月〇日付け請求書には、内訳として材料費、工費、諸掛費のみが示されていたため、材料費、工費等の詳細な内訳を求めたが、出せないと言われ、口頭で説明を受けた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-12 工事費負担金内訳の提示状況（出力50kW以上の発電設備）

（単位：設備、％）

電力会社名	発電設備所在地	調査対象発電設備数	資料が確認できた設備数	提示有		提示無		工事費負担金内訳の提示状況					
				提示有		提示無		「提示内容不十分」の出力別状況		「提示内容不十分」の出力別状況			
				50kW～	500kW～	1,000kW～	2,000kW～	50kW～	500kW～	1,000kW～	2,000kW～		
北海道電力	北海道	10	6	2	0	0	0	0	4	1	0	3	0
	宮城県	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	青森県	10	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田県	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京電力	山形県	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茨城県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部電力	長野県	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛知県	10	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸電力	富山県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪府	7	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
関西電力	大阪府	11	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	広島県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国電力	香川県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	13	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡県	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州電力	熊本県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大分県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎県	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	12	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	131	54	47	1	1	0	0	0	6	2	0	4	0
割合		100	87.0	1.9					11.1				

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数の設備について一括して工事費負担金の請求がなされた場合には、1設備としてカウントしている。
 3 「資料が確認できた設備数」は、「調査対象発電設備数」から、平成25年2月以前に接続契約申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が保管されていない発電設備等を除いた設備数である。
 4 「割合」は、「資料が確認できた設備数」の合計数に占める割合である。

表 3-⑬ 工事費負担金内訳の提示内容が不十分であった例（出力 50kW 以上の太陽光発電設備）

電力会社名	工事費負担金内訳の提示内容等			
北海道電力	[出力] 50kW 以上 500kW 未満 [提示内容] 平成 26 年 3 月〇日付け「株式会社〇〇〇様太陽光発電設備の系統連系検討結果について（回答）」（抜粋） 3. 工事費負担金概算等			
		工事費負担金概算	工期	備考
	配電線工事	〇〇〇千円	2ヶ月	分岐開閉器新設、高圧引込線新設
	系統制御関連工事	〇〇〇千円	2ヶ月	系統制御所システム改造
合計	〇〇〇千円			
東北電力	[出力] 1,000kW 以上 2,000kW 未満 [発電設備所在地] 宮城県 [提示内容] 平成 25 年 7 月〇日付け「太陽光発電設備の系統アクセス検討の技術審査結果について」の添付資料「系統増強及び新設工事に関わる工事概要書」（抜粋） 1. 工事費負担金について (1) 工事概要及び工事費負担金概算額			
	当社側の工事内容	工事負担区分	工事概算額	概算工期
	①高圧引込線・高圧計器一式 200A 新設 ②高圧配電線工事 SVR3000kVA → 逆潮流対応 SVR3000kVA 高圧線張替 SNOC5.0→SSWOC60 事故区間表示器取替×2台		①〇〇〇千円 ②〇〇〇千円	6ヶ月程度 (略)
中国電力	[出力] 50kW 以上 500kW 未満 [発電設備所在地] 広島県 [提示内容] 平成 25 年 5 月〇日付け客営再第〇号「事業用太陽光発電連系検討に関する検討結果について（ご回答）」（抜粋） (3) 当社対策工事			
	工事内容	工事補償金額 (税込み)	所要工期	
	・高圧引込線新設工事×〇m ・高圧架空線増架工事×〇m ・電柱建替、改造工事	〇〇〇円	14ヶ月	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 工事費負担金額、発電設備の出力等は、調査対象発電設備が特定されるおそれがあるため、明示していない。

表 3-⑭ 中国電力株式会社が行った工事費負担金の算定方法の見直し内容

平成 26 年 10 月 14 日以降新たに接続検討申込みがなされたものから、高圧の電力系統に接続する場合に限って、架空配電設備（架空ケーブル線を除く。）に係る工事費負担金は、架空配電設備の工事こう長（電線を敷設する際の 2 点間の距離）に同社が定める工事費単価を乗じて得た金額としている。

この点について、中国電力では、従来、工事費負担金については、個別の工事内容に基づいて材料費・工費を積算し、実工事費を算定していたが、①実工事費算定に当たっては、詳細な設計書が必要になるため接続検討に時間を要していたこと、②工事完了後の工事費負担金の精算において発電事業者との協議が難航する事例が発生したことから、接続検討結果の早期回答や精算手続の簡素化を目的に、工事こう長に工事費単価を乗じて算定する方法に見直したとしている。また、発電事業者にとっては、工事費負担金の予見性向上といったメリットがあるとしている。

[工事費単価表] (抜粋)

	形態	工事区分	算定方法及び工事費単価（諸掛り等を含む。）
配 電 線	高圧架空配 電線（電柱等 を含む。）	新設	8,532 円/m
		増架・張替	5,292 円/m
		共同引込（Y字分岐）	42,660 円/か所
	地中配電線・架空ケーブル線	実費	

(注) 当省の調査結果による。

4 固定価格買取制度に係る収支状況

勸 告	説明図表番号
<p>固定価格買取制度では、電気使用者が支払う賦課金を原資として電気事業者が再生可能エネルギー電気を買っている。具体的には、電気使用者が電気事業者を支払った賦課金は、電気事業者から費用負担調整機関（注 1）に納付金として納付された上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、費用負担調整機関から電気事業者に交付金（注 2）として交付され、再生可能エネルギー電気を買取る費用に充てられている（法第 8 条、第 11 条及び第 16 条）。</p> <p>（注 1） 電気事業者間の費用負担の平準化を目的に、経済産業大臣から全国を通じて一個に限り指定され、経済産業大臣の監督の下、電気事業者間の費用負担を調整する機関（法第 19 条）</p> <p>（注 2） 交付金には、納付金のほか、経済産業大臣が電力多消費事業所として認定した事業所に適用される賦課金の減免措置に係る減免分を補うために政府から支出される国庫補助金が充てられている。</p> <p>電気使用者が支払う賦課金は、電気使用者が使用した電気量に賦課金単価を乗じて算出されており、賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度の買取電力量等を見込んで経済産業大臣が定めている（法第 12 条及び第 16 条）。</p> <p>買取電力量等の見込みと実績とにずれが生じると、納付金の合計額と交付金の合計額とに過不足が生じるが、この過不足額については、賦課金単価算定の際に勘案されることとなっている（法第 12 条第 2 項）。なお、過不足額が精算されるまでの間、交付金の財源が一時的に不足する可能性があるが、その場合の資金調達については法に規定されていない。</p> <p>今回、固定価格買取制度に係る収支状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表 4-①</p>
<p>(1) 固定価格買取制度に係る収支状況</p> <p>平成 24 年度から 26 年度における賦課金単価算定の際の買取電力量見込みとその実績を比較してみると、24 年度については、買取電力量見込みが 99 億 kWh であったのに対し、その実績は 55.9 億 kWh（対見込み比 56.5%）となっており、実績が見込みを下回っている。一方、平成 25 年度については、買取電力量見込みが 161.1 億 kWh であったのに対し、その実績は 181.2 億 kWh（対見込み比 112.5%）、26 年度については、買取電力量見込みが 239.1 億 kWh であったのに対し、その実績は 286.0 億 kWh（対見込み比 119.6%）となっており、いずれも実績が見込みを上回っている。</p> <p>特に、10kW 以上の太陽光発電設備については、平成 25 年度が、買取電力量見込みが 30 億 kWh であったのに対し、その実績は 42.5 億 kWh（対見込み比 141.7%）、26 年度が、買取電力量見込みが 109 億 kWh で</p>	<p>表 4-②</p>

<p>あったのに対し、その実績は 131.8 億 kWh (対見込み比 120.9%) となっており、いずれも実績が見込みを大きく上回っている。</p> <p>このように買取電力量の実績が見込みを上回ったことを主な要因として、交付金支出が納付金収入を上回り、交付金の財源に不足が生じている。平成 24 年度には 82 億円の余剰があった交付金の財源は、25 年度には 818 億円不足し、26 年度も 950 億円の不足となっており、累計では 1,686 億円の不足となっている。</p>	表 4-③
<p>(2) 交付金財源の不足に伴う借入状況</p> <p>費用負担調整機関は、平成 25 年 11 月以降は納付金収入のみでは交付金を支払えないことが見込まれたことから、同年 10 月に法第 20 条により定めることとされている調整業務規程を改正し、交付金財源が不足する際の経済産業大臣の指示に基づく資金調達に係る規定を加え、同年 11 月以降、経済産業大臣の指示に基づいて金融機関から借入れを行っている。平成 26 年度末の借入残高は約 1,424 億円となっている。</p>	表 4-④
<p>借入れに伴い、平成 27 年 3 月末時点までの累計で、利息が約 5 億 1,519 万円、借入手数料等が約 3 億 4,518 万円発生している。当該利息等の支払には、賦課金を原資とする納付金が充てられている。</p>	表 4-⑤
<p>なお、同機関は、借入れに当たって、金利等資金調達に係る費用が最も低い金融機関を公募入札により選定し、また、金利負担を抑えるため、借換えを行っている。</p>	表 4-⑥
<p>(3) 賦課金単価の算定状況</p> <p>賦課金単価を決める大きな要素である買取電力量見込み (kWh) は、設備導入量 (再生可能エネルギー電気の買取りが開始される設備容量) の見込み (kW) に一年間の時間数 (h) 及び設備稼働率を乗じて求められる。</p> <p>設備導入量について、経済産業省は、平成 24 年度から 26 年度までの賦課金単価算定の際は、各年度とも前年度並みであると見込んでいたが、結果として交付金の財源に不足が生じたことを踏まえ、27 年度の賦課金単価算定の際は、①太陽光発電設備については、過去の設備導入量の伸び等を勘案して見込む方法に、②太陽光発電設備以外の発電設備については、これまでに運転開始した発電設備のうち、おおむね 8 割の発電設備が予定どおりに運転開始していることから、運転開始予定日を基礎として見込む方法に改めている。</p> <p>同省は、買取電力量の見込みの算定方法を改めた結果については今後、検証が必要であるとしている。</p> <p>買取電力量を誤りなく見込み、交付金財源に過不足が生じないよう</p>	表 4-⑦、⑧

にすることは事実上困難であり、交付金財源の不足は、賦課金単価算定の際に勘案され、翌々年度までに精算されることから、制度上交付金財源の不足自体が、直ちに電気使用者の負担を増やすことにはならない。しかしながら、現在、交付金財源に不足が生じた場合には金融機関からの借入れにより対応しており、借入れに伴う利息等の支払には納付金が充てられていることから、電気使用者の負担がその分増えている。

【所見】

したがって、経済産業省は、交付金財源の不足による借入金の借入れに伴い発生する利息や借入手数料等による電気使用者の負担の増加を招かないよう、賦課金単価の算定時において設備導入実績やその傾向等を踏まえ買取電力量の見込みをより精緻化するなど、必要な措置を講ずる必要がある。

表 4-① 固定価格買取制度における納付金、交付金等に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 <抜粋>

第三章 電気事業者間の費用負担の調整

(交付金の交付)

第 8 条 第十九条第一項に規定する 費用負担調整機関 (以下この章において単に「費用負担調整機関」という。) は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者 (第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。) に対して、交付金を交付する。

2 前項の交付金 (以下単に「交付金」という。) は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金及び第十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

(交付金の額)

第 9 条 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

- 一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量 (キロワット時で表した量をいう。) に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額
- 二 当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

(交付金の額の決定、通知等)

第 10 条 費用負担調整機関は、第八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(納付金の徴収及び納付義務)

第 11 条 費用負担調整機関は、第十九条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用 (次条第二項において「事務費」という。) に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金 (以下単に「納付金」という。) を納付する義務を負う。

(納付金の額)

第 12 条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の利用者に供給した電気の量 (キロ

ワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の利用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(納付金の額の決定、通知等)

第13条 費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第14条・第15条 (略)

(賦課金の請求)

第16条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の利用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の利用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

(賦課金に係る特例)

第17条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第二項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 (略)

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、当該事業の電気の

使用に係る原単位に応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

4～6 (略)

(予算上の措置)

第18条 政府は、第八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

第四章 費用負担調整機関

(費用負担調整機関の指定等)

第19条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一～五 (略)

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。
- 二 電気事業者に対し交付金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3～5 (略)

(調整業務規程)

第20条 調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(事業計画等)

第21条 調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

表4-② 賦課金単価算定の際の買取電力量見込みと実績

(単位：億kWh、%)

年度	区分	発電設備区分別の買取電力量									
		太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	太陽光計	風力	水力	地熱	バイオマス	合計		
平成24	見込み	21	4	25	38	8	0	28	99		
	実績	23.2	1.9	25.1	27.4	1.2	0	2.2	55.9		
	実績/見込み	110.5	47.5	100.4	72.1	15.0		7.9	56.5		
25	見込み	41	30	71	44	9	0.1	37	161.1		
	実績	48.6	42.5	91.1	49	9.4	0	31.7	181.2		
	実績/見込み	118.5	141.7	128.3	111.4	104.4	0.0	85.7	112.5		
26	見込み	46	109	155	41	11	0.1	32	239.1		
	実績	57.8	131.8	189.6	49.2	10.7	0	36.4	286.0		
	実績/見込み	125.7	120.9	122.3	120.0	97.3	0.0	113.8	119.6		
27	見込み	55	271	326	56	14	0.8	76	472.8		

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(参考) 賦課金単価算定の際の買取見込額と実績

(単位：億円、%)

年度	区分	発電設備区分別の買取額									
		太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	太陽光計	風力	水力	地熱	バイオマス	合計		
平成24	見込み	940	173	1,113	773	196	0	418	2,500		
	実績	1,049	75	1,124	586	30	1	41	1,782		
	実績/見込み	111.6	43.4	101.0	75.8	15.3		9.8	71.3		
25	見込み	1,808	1,208	3,016	940	220	4	620	4,800		
	実績	2,148	1,769	3,917	1,046	238	2	588	5,791		
	実績/見込み	118.8	146.4	129.9	111.3	108.2	50.0	94.8	120.6		
26	見込み	2,018	4,565	6,583	898	275	4	590	8,350		
	実績	2,486	5,486	7,972	1,087	282	3	743	10,087		
	実績/見込み	123.2	120.2	121.1	121.0	102.5	75.0	125.9	120.8		
27	見込み	2,341	10,722	13,063	1,243	381	32	1,985	16,706		

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

表 4-③ 納付金収入と交付金支出の差額

(単位：億円)

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度
納付金収入の実績 (a) (賦課金単価×販売電力量実績)	1,302	3,190	6,360
交付金支出の実績 (b) (買取費用実績－回避可能費用実績＋事業税相当額)	1,220	4,008	7,310
差額 (a－b)	82	▲ 818	▲ 950
差額累計	82	▲ 736	▲ 1,686

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 4-④ 調整業務規程 (平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日
一部改正認可) <抜粋>

(交付金交付財源が不足する際の対応)
<p>第 18 条の 2 機構は、交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。</p> <p>2 機構は、前項の指示に従い不足財源について資金調達を行う場合は、資金調達先となる金融機関を公正な、かつ競争性のある方法を用いて選定することにより、金利その他の資金調達に係る費用が最小となるよう努めるものとする。</p> <p>3 機構は、前項の資金調達について、金融機関との調整が不調となるおそれのある場合には、速やかに経済産業大臣にその事実を報告し、新たな指示を受けるものとする。</p> <p>4 第 2 項の資金調達に係る債務 (金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。)の返済は、再生可能エネルギー特別措置法第 12 条第 2 項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金をもって充てるものとする。</p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 4-⑤ 交付金の財源不足に伴う借入額等

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	26 年度	支払利息額等累計
借入額 (a)	135,501,046	1,073,355,264	
返済額 (b)	97,331,704	969,143,459	
借入残高 (a-b)	38,169,342	104,211,805	
支払利息額	79,049	436,138	515,187
借入手数料等	341,325	3,860	345,184

(注) 1 費用負担調整機関の収支決算書に基づき当省が作成した。

2 「借入手数料等」には、ローン組成時の印紙代等を含む。

3 「借入手数料等」の各年度の合計は、四捨五入の関係で「借入手数料等」に係る「支払利息額等累計」と一致しない。

表 4-⑥ 費用負担調整機関における借入れの実施状況

交付金交付日	借入日	金融機関の選定状況等
平成 25 年 11 月 8 日	平成 25 年 11 月 7 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
25 年 12 月 10 日	25 年 12 月 9 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
26 年 1 月 10 日	26 年 1 月 9 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
26 年 2 月から 7 月までの交付日	交付金交付日前日まで	・資金調達の企画提案を募集。2 社が提案 ・調達予定金額の融資が可能であることの確認が取れた 1 社を選定。その後、当該金融機関と交渉し、平成 26 年 3 月からはより低い利率で契約
26 年 7 月から 27 年 7 月までの交付日	交付金交付日前日まで	・資金調達の企画提案を募集。3 社が提案 ・金利その他の借入れに係る費用が最小の提案をした 1 社を選定
27 年 3 月から 7 月	27 年 3 月 2 日	・資金調達の企画提案を募集（金利負担圧縮のための企画提案を募り、一部借換えを実施）。3 社が提案 ・金利その他の借入れに係る費用が最小の提案をした 1 社を選定

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑦ 賦課金単価の算定方法

$\text{賦課金単価 (円/kWh)} = \frac{\text{①買取費用見込額 (円)} - \text{②回避可能費用見込額 (円)} + \text{③費用負担調整事務費見込額 (円)}}{\text{④販売電力量見込み (kWh)}}$
<p>(注) 1 「買取費用見込額」には、過年度の納付金の合計額と交付金の合計額の過不足額見込みを含む。 2 「回避可能費用」とは、電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を免れたであろう発電費用である。</p>
<p>①買取費用見込額 買取電力量見込み (kWh) に、経済産業省に置かれる調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が定めた発電設備の区分、設置の形態及び規模別の「買取価格」(円/kWh) を乗じて算定される。</p>
<p>②回避可能費用見込額 買取電力量見込み (kWh) に、経済産業省に置かれる総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会買取制度運用ワーキンググループでの議論を踏まえるなどして経済産業大臣が定めた「回避可能費用単価」(円/kWh) を乗じて算定される。</p>
<p>③費用負担調整事務費見込額 費用負担調整機関が経済産業大臣の認可を受けた予算書の事務費</p>
<p>④販売電力量見込み 前年の「販売電力量実績」(kWh) を基に算定される。</p>
<p>(参考) 平成 27 年度賦課金単価 1.58 円/kWh の算定方法</p> $1.58 \text{ (円/kWh)} = \frac{\text{①}1,837\text{ (億円)} - \text{②}5,148 \text{ (億円)} + \text{③}2.7 \text{ (億円)}}{\text{④}8,366 \text{ 億 (kWh)}}$ <p>(注) ①の買取費用見込額 1 兆 8,370 億円は、平成 27 年度の買取費用見込額 1 兆 6,706 億円に過年度の不足額見込み 1,664 億円を加えている。</p>

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表4-⑧ 各年度の賦課金単価の算定方法

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
買取費用見込額	<p>【買取電力量見込み (kWh) × 買取単価 (円/kWh)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取電力量見込み：設備導入量（再生可能エネルギー電気の取りが開始される設備容量）の見込み (kW) に1年間の時間数 (h) 及び設備稼働率を乗じて算定。 設備導入量については、前年度と同程度と想定（業界ヒアリング等も勘案）。 設備稼働率については、買取単価の算定に用いられた設備稼働率を使用。 買取単価：調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定した価格。 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取電力量見込み：同左 買取単価：同左 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取電力量見込み：同左 買取単価：同左 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取電力量見込み：平成27年度の新規導入量を以下のとおり想定して算定。 ①非住宅用太陽光発電設備（10kW以上）については、平成25年度から26年度にかけての増加分（約280万kW）と同様の増加が26年度から27年度にかけても仮定し、年間約1,130万kW導入されると想定（26年度見込み850万kW＋280万kW）。また、非住宅用太陽光発電設備は、天候により稼働率が変動した場合の影響が大きいため、買取単価の算定に用いられた設備稼働率（14%）よりも高い設備稼働率（14.5%）を使用。 ②太陽光発電以外の電源については、前年度の導入量を基に設定（年間120万kW）。設備稼働率は、買取単価の算定に用いられた設備稼働率を使用。 ③太陽光発電以外の電源については、電源種別ごとに、設備認定申請時点における運転開始予定日を基礎に算定。設備稼働率は、買取単価の算定に用いられた設備稼働率を使用。 買取単価：同左
回避可能費用見込額	<p>【買取電力量見込み (kWh) × 回避可能費用単価 (円/kWh)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回避可能費用単価：電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を免れた燃料費などの変動費（1kWh当たり）として、平成23年度時点の各電力会社の平均値（約6円/kWh）を使用。 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回避可能費用単価：各電気事業者の前年度2月の燃料費調整単価を考慮した回避可能費用単価の加重平均を使用。 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回避可能費用単価：同左 回避可能費用単価：同左 回避可能費用単価の見直しは、平成26年度に認定見込み後の設備の見込みを適用。 	<p>【同左】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回避可能費用単価：各電気事業者の前年度3月の燃料費調整単価を考慮した回避可能費用単価の加重平均を使用。
費用負担調整機関連事務費用見込額	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担調整機関連事務費用見込額 	同左	同左	同左
販売電力量見込み	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度（8月から3月）の需要電力量を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年（1月から12月）の需要電力量の実績を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年（1月から12月）の需要電力量の実績を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年以降、毎年2%ずつ減少している傾向を踏まえ、26年実績の2%減（8,366億kWh）と見込んで算出。

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

(参考) 賦課金単価の算定状況

年度	区分	買取額 (億円)		買取電力量 (億kWh)	過不足額 (億円)	回避可能費用 (億円)	費用負担調整係数	販売電力量 (億kWh)	賦課金単価 (円/kWh)
		見込み	実績						
平成24	見込み a	太陽光 (10kW未満)	940	21	0.0	1,200	1.7	6,000	0.22
		太陽光 (10kW以上)	173	4					
		風力	773	38					
		中小水力	196	8					
		地熱	0	0					
		バイオマス	418	28					
		合計	2,500	99					
		太陽光 (10kW未満)	1,049	23.2					
		太陽光 (10kW以上)	75	1.9					
		風力	586	27.4					
中小水力	30	1.2							
地熱	1	0							
バイオマス	41	2.2							
合計	1,782	55.9							
25	実績 (b) / 見込み (a) (%)	太陽光 (10kW未満)	71.3	56.5	0.0	46.0	64.7	99.2	
		太陽光 (10kW以上)	1,808	41					
		風力	1,208	30					
		中小水力	940	44					
		地熱	220	9					
		バイオマス	4	0.1					
		合計	620	37					
		太陽光 (10kW未満)	2,148	48.6					
		太陽光 (10kW以上)	1,769	42.5					
		風力	1,046	49					
中小水力	238	9.4							
地熱	2	0							
バイオマス	588	31.7							
合計	5,791	181.2							
26	見込み e	太陽光 (10kW未満)	120.6	112.5	650.0	2,480	2.7	8,670	0.75
		太陽光 (10kW以上)	2,018	46					
		風力	4,565	109					
		中小水力	898	41					
		地熱	275	11					
		バイオマス	4	0.1					
		合計	590	32					
		太陽光 (10kW未満)	8,350	239.1					
		太陽光 (10kW以上)	2,486	57.8					
		風力	5,486	131.8					
中小水力	1,087	49.2							
地熱	282	10.7							
バイオマス	3	0							
合計	743	36.4							
合計	10,087	286							
27	実績 (f) / 見込み (e) (%)	太陽光 (10kW未満)	120.8	119.6	1,664.0	5,148	2.7	8,366	1.58
		太陽光 (10kW以上)	2,341	55					
		風力	10,722	271					
		中小水力	1,243	56					
		地熱	381	14					
		バイオマス	32	0.8					
		合計	1,985	76					
		太陽光 (10kW未満)	16,706	472.8					
		太陽光 (10kW以上)	2,341	55					
		風力	10,722	271					
中小水力	1,243	56							
地熱	381	14							
バイオマス	32	0.8							
合計	1,985	76							

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 2 平成25年度から賦課金単価の適用期間が変更 (6月の電気料金から4月の電気料金まで) されたため、平成25年4月分の賦課金見込みが平成25年度賦課金単価の算定に反映されるよう、便宜的に25年度の「回避可能費用」欄の「見込み」欄に平成25年4月分の賦課金見込みが計上されている。同様に、平成25年4月分の賦課金実績は、25年度の「実績」欄に計上されている。
 3 平成27年度の「太陽光 (10kW未満)」の買取額の見込みには、事業税相当額が便宜的に計上されている。

5 費用負担調整業務の実施状況

(1) 交付金交付等業務の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>費用負担調整機関は、地域によって電気使用者が支払う賦課金の合計額と再生可能エネルギー電気の買取額が異なることにより生じる電気事業者の負担の不均衡を調整するため、各電気事業者から賦課金を納付金として徴収した上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、電気事業者に交付金として交付している（法第8条、第11条及び第16条）。</p> <p>また、費用負担調整機関は、費用負担調整を適正に行うため、電気事業者から報告された買取電力量等の確認を行っている。</p> <p>今回、費用負担調整機関における交付金交付等業務の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-①</p>
<p>ア 納付金の徴収業務</p> <p>各電気事業者が納付すべき納付金の額は、電気事業者が電気使用者に供給した電力量に賦課金単価を乗ずる等法令に定める方法により、費用負担調整機関が決定し、電気事業者に通知することとされている（法第12条及び第13条）。</p> <p>費用負担調整機関は、電気事業者から報告があった供給電力量等について、FIT納付金・交付金管理システム（以下「FITシステム」という。）により、賦課金の減免対象事業所に対して正しい減免率を適用しているか等の10項目を確認した上で、納付金の額を決定し、電気事業者から納付金を徴収している。費用負担調整機関では、同機関で確認した電気事業者の報告誤りは全て訂正されており、納付金の額を決定できないまま納付金を徴収できていない例はないとしている。</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-②</p>
<p>イ 交付金の交付業務</p> <p>各電気事業者に対し交付すべき交付金の額は、電気事業者が買い取った再生可能エネルギー電気の量に買取価格を乗じて算出した買取金額から回避可能費用（電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取ることにより支出を免れたであろう発電費用）を控除する等法令に定める方法により、費用負担調整機関が決定し、電気事業者に通知することとされている（法第9条及び第10条）。</p> <p>費用負担調整機関は、電気事業者から報告があった買取電力量等について、FITシステムにより、認定されていない発電設備から買い取っていないか等の31項目を確認した上で、交付金の額を決定し、電気事業者に交付金を交付している。</p> <p>また、費用負担調整機関では、確認対象である毎月約200万件の買取実績のうち、約2万件程度について買取金額に誤りがみられるとし</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-② （再掲）</p>

ている。誤りがあることが確認された場合には、誤りが訂正されるまで同機関は当該買取金額に係る交付金を支払わない取扱いとしており、平成 27 年 2 月に電気事業者から報告のあった買取実績についてみると、既報告分で誤りが未訂正のものも含めて 2 万 307 件の買取実績について買取価格等に誤りがあり、買取金額約 13 億 2,453 万円に係る交付金を支払っていないとしている。

他方、F I Tシステム上の確認項目が現在のものとなった平成 26 年 5 月から 27 年 2 月までに、電気事業者から費用負担調整機関に報告があった買取金額約 8,117 億円のうち、電気事業者から買取電力量に誤りがあったため買取金額が過大であった等との自己申告がなされたものが、約 3,271 万円 (0.004%) あった。誤りの理由別に訂正金額をみると、①買取電力量の誤りによるものが約 2,182 万円 (66.7%)、②バイオマスの種類の誤りによるものが約 822 万円 (25.1%)、③別の認定発電設備と取り違えていたものが約 214 万円 (6.5%)、④買取価格の誤りによるものが約 25 万円 (0.7%)、⑤廃止届の提出が判明したものが約 18 万円 (0.6%)、⑥買取月の誤りによるものが約 10 万円 (0.3%) となっている。電気事業者から申告を受けた費用負担調整機関は、誤って交付した交付金を返納させている。

買取電力量の誤り等を看過し交付金を交付したことについて、経済産業省及び費用負担調整機関は、例えば、買取電力量の誤りについては、対前年度同月比等で異常値となれば F I Tシステム上判明するものの、発電設備の電力量計を現認できない以上、全ては確認できないとしている。また、現在、F I Tシステム上で確認できないものについて審査できるようにするには当該システムを改修する必要があるが、その改修の要否は、賦課金で賄われることになる改修費用とそれにより防ぐことができる交付金の誤交付額を比較考量等しながら検討する必要があるなどとしている。

表 5-(1)-③

表 5-(1)-④

表 5-(1)-① 調整業務規程（平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日一部改正認可）＜抜粋＞

<p style="text-align: center;">第 3 章 納付金の徴収の方法に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（納付金額の算定に係る資料の提出）</p> <p>第 6 条 機構は、各電気事業者に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 17 条で定める期間ごとに、当該各電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な事項を記した資料の提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（納付金額の算定）</p> <p>第 7 条 機構は、各電気事業者から前条の資料を受け付けた後、納付金の額の算定及び審査を行うものとする。</p> <p>2 前項の納付金の額の算定及び審査は、施行規則第 18 条に基づき、これを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の額の決定）</p> <p>第 8 条 機構は、前条の算定及び審査により各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定する。</p> <p>2 機構は、前項で決定した電気事業者ごとの納付金の額を経済産業大臣に報告する。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の額の通知）</p> <p>第 9 条 機構は、前条第 1 項の決定を行った場合は、各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面で通知する。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の徴収の方法）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（納付金の納付の督促）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資料提出の請求）</p> <p>第 12 条 機構は、納付金の額を算定するため必要があるときは、再生可能エネルギー特別措置法第 13 条第 2 項の定めるところにより電気事業者に対し、資料の提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 交付金の交付の方法に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（再生可能エネルギー発電の認定情報の取得）</p> <p>第 13 条 機構は、交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から再生可能エネルギー特別措置法第 6 条に定める経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電の認定情報を取得する。</p> <p style="text-align: center;">（交付金額の算定に係る資料の受付）</p> <p>第 14 条 機構は、各電気事業者に対し、施行規則第 14 条で定める期間ごとに、特定契約を締結している電気事業者に対し、当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な事項を通知することを求めるものとする。</p>

(交付金額の算定)

第15条 機構は、各電気事業者から前条の資料を受け付けた後、交付金の額の算定及び審査を行うものとする。

2 前項の交付金の額の算定及び審査は、再生可能エネルギー特別措置法第9条及び施行規則第15条の規定に基づき、これを行うものとする。

(交付金の額の決定)

第16条 機構は、前条の算定及び審査により電気事業者(第11条第1項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第18条第1項において同じ。)ごとの交付金の額を算定し、これを決定する。

2 機構は、前項で決定した電気事業者ごとの交付金の額を経済産業大臣に報告する。

(交付金の額の通知)

第17条 機構は、前条第1項の決定を行った場合は、電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を書面で通知する。

(交付金の交付の方法)

第18条 (略)

(交付金交付財源が不足する際の対応)

第18条の2 (略)

(資料提出の請求)

第19条 機構は、交付金の額を算定するため必要があるときは、再生可能エネルギー特別措置法第10条第2項の定めるところにより電気事業者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表5-(1)-② 納付金及び交付金の算定式

○ 納付金の算定式

$$\text{納付金 (円)} = \text{①供給電力量 (kWh)} \times \text{②賦課金単価 (円/kWh)} + \text{③減額分 (減免対象事業所負担分) (円)} - \text{④消費税 (円)}$$

○ 交付金の算定式

$$\text{交付金 (円)} = \text{①買取電力量 (kWh)} \times \text{②買取価格 (円/kWh)} - \text{③回避可能費用 (円)} - \text{④消費税 (円)} + \text{⑤事業税 (円)}$$

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 5-(1)-③ 電気事業者の自己申告による買取電力量等の訂正状況

(単位:千円、%)

電気事業者からの買取電力量等の報告年月	誤りの理由別訂正金額								買取金額 H
	買取電力量の誤り A	バイオマスの種類の誤り B	別の認定発電設備との取違え C	買取価格の誤り D	廃止届の提出が判明したものの E	買取月の誤り F	計 G		
平成 26 年 5 月	18,763	8,221	2,070	0	0	0	29,054	61,210,100	
6 月	0	0	9	0	0	0	9	80,367,114	
7 月	2,389	0	0	0	0	0	2,389	97,421,016	
8 月	70	0	0	0	0	0	70	86,213,387	
9 月	78	0	0	△1	112	0	190	80,294,375	
10 月	92	0	0	0	28	0	120	88,001,345	
11 月	2	0	0	0	41	0	43	77,768,629	
12 月	173	0	59	246	0	0	478	87,270,013	
27 年 1 月	144	0	0	0	0	103	248	81,264,445	
2 月	107	0	0	0	0	0	107	71,852,196	
合計	21,819 (66.7)	8,221 (25.1)	2,137 (6.5)	245 (0.7)	182 (0.6)	103 (0.3)	32,708 (0.004)	811,662,618	

(注) 1 当省の調査結果による。四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2 D 欄の 9 月がマイナスとなっているのは、買取価格が誤って低く報告されていたため、買取金額が増額されたことによるものである。

3 A から F の合計欄の () 内は、計 (G) に対する割合である。四捨五入の関係で合計は 100% とはならない。

4 G の合計欄の () 内は、買取金額 (H) の合計に対する割合である。

表 5-(1)-④ 買取電力量等の訂正理由等

誤りの内容	誤りが発生した理由	改善方策に関する経済産業省及び費用負担調整機関の意見
買取電力量の誤り	電気事業者の誤検針・誤入力、電力量計の不具合等により、誤った買取電力量が報告されたもの。	左の誤りについては、対前年度同月比等で異常値となればシステム上判明するものの、発電設備の電力量計を現認できない以上、全ては確認できない。
バイオマスの種類の誤り	本来、3種類のバイオマス燃料の混焼設備として報告されるべきところ、電気事業者の誤入力等により、4種類のバイオマス燃料の混焼設備として報告されたもの。	左の誤りについては、システム上確認できないが、確認できるようにするためには、費用対効果を検討する必要がある。
別の認定発電設備との取違い	本来、ある認定発電設備に係るデータとして報告されるべきところ、電気事業者の誤入力等により、別の認定発電設備に係るデータとして報告されたもの。	左の誤りについては、システム上の設備認定に係るチェック項目を満たしている場合、確認できない。
買取価格の誤り	ほとんどが特例太陽光発電設備（旧太陽光余剰電力買取制度から固定価格買取制度に移行した太陽光発電設備）に係るものであり、電気事業者の誤入力等により、誤った買取価格が報告されたもの。	特例太陽光発電設備に適用される8つの買取価格のいずれかが適用されているかについてはシステムで確認しているものの、個々の設備に適用される買取価格についてはデータを保有していない。システムで確認できるようにするには、電気事業者から特例太陽光発電設備に関するデータを入手する必要があり、費用対効果を検討する必要がある。
廃止届の提出が判明したもの	発電設備の廃止の届出が提出されていることが判明したため、電気事業者が当初に報告したデータを取り消したもの。	廃止の届出がシステムに反映されるまでには時間を要する場合があります、その間は、費用負担調整機関でも誤りがあることを確認できない。
買取月の誤り	電気事業者の誤入力等により、誤った買取月が報告されたもの。	左の誤りについては、システム上の買取月に係るチェック項目を満たしている場合、確認できない。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 費用負担調整事務費の状況

勸 告	説明図表番号
<p>費用負担調整機関が納付金の徴収及び管理、交付金の交付等の業務を行うために必要な事務費（以下「費用負担調整事務費」という。）は、電気使用者が支払う賦課金を原資としており（法第 11 条及び第 16 条）、合理的なものであることが求められる。</p> <p>また、費用負担調整機関は、毎事業年度、その業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされており（法第 21 条）、費用負担調整事務費も収支予算書の一部として経済産業大臣の認可を受けている。</p> <p>今回、費用負担調整機関における費用負担調整事務費の状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表 4-①（再掲）</p>
<p>費用負担調整事務費は、平成 24 年度決算額で約 1 億 1,037 万円、25 年度決算額で約 2 億 2,980 万円、26 年度決算額で約 2 億 751 万円及び 27 年度予算額で 2 億 6,658 万円となっている。その内訳をみると、外注費が、平成 24 年度は約 6,063 万円（54.9%）、25 年度は約 1 億 6,589 万円（72.2%）、26 年度は約 1 億 4,295 万円（68.9%）及び 27 年度は 1 億 8,315 万円（68.7%）となっている。</p>	<p>表 5-(2)-①</p>
<p>毎年度外注している主な業務は、① F I T システムを利用して電気事業者が入力した買取実績データの審査等を行う「システム業務」、② F I T システムの稼働監視等を行う「システム保守」、③ 制度改正に伴い F I T システムの修正等を行う「システム修正」である。これら業務に係る費用の合計額は平成 24 年度決算で約 3,976 万円、25 年度決算で約 1 億 6,269 万円、26 年度決算で約 1 億 4,138 万円及び 27 年度予算で 1 億 7,810 万円であり、外注費に占める割合はそれぞれ 65.6%、98.1%、98.9% 及び 97.2% となっている。費用負担調整機関は、F I T システムの開発業務を委託した事業者（以下「特定委託事業者」という。）に対し、費用負担調整業務開始当初から上記①から③までの業務を委託している。</p>	<p>表 5-(2)-②</p>
<p>一方、経済産業省は、契約価格の妥当性を判断する必要があるとして、特定委託事業者以外の複数者から見積りを徴するように費用負担調整機関に求めているが、費用負担調整機関は、平成 24 年度から 27 年度までのいずれの契約についても、特定委託事業者以外の複数者から見積りを徴取しておらず、業者選定理由書を作成の上、特定委託事業者と契約している。</p> <p>また、上記③の業務に係る平成 27 年度契約については、費用負担調整機関は特定委託事業者の見積りについてコンサルティング会社に評価を依頼し、おおむね妥当と評価されているが、多大な工数を要している部分があるとの指摘も受けているため、今後は工数の内訳等を確認するとしている。</p>	<p>表 5-(2)-① （再掲）</p>

さらに、経済産業省は、費用負担調整機関に対し、上記①から③までの業務に係る外注費について、特定委託事業者以外の複数者から改めて見積りを徴取させるなどの措置を講じないまま、収支予算書を認可している。

【所見】

したがって、経済産業省は、費用負担調整業務の収支予算書の認可に当たっては、費用負担調整事務費の大半を占めるシステム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に対し複数の者から見積りを徴取させる、第三者による評価を受けさせるなど必要な措置を講ずる必要がある。

表5-(2)-① 費用負担調整事務費の内訳

(単位：千円、%)

科目	平成24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度予算額
役員報酬支出	12,421	13,741	17,876	18,720
給与手当支出	1,592	12,154	13,790	17,200
出向負担金支出	20,550	20,700	16,010	20,700
福利厚生費支出	1,834	3,967	4,871	8,000
会議費支出	150	0	0	0
旅交通費支出	55	16	666	600
通信運搬費支出	482	474	531	1,000
什器備品費支出	1,048	0	0	100
消耗品費支出	70	78	85	150
修繕費支出	857	0	0	0
印刷製本費支出	484	530	684	1,260
リース・レンタル料支出	1,149	983	920	2,000
光熱水料支出	371	321	356	1,000
賃借料支出	6,232	6,157	5,868	9,600
租税公課支出	0	6	14	0
費用負担調整業務費支出		1,645		
外注費支出		165,893	142,954	183,150
F I Tシステム初回運用支援費用	60,625			
F I Tシステム業務委託費用	20,790			
内 平成24年度事業費相当額算定対象の追加に伴う交付金精算作業費	14,322	66,801	71,115	76,620
内 訳				
① F I Tシステム保守委託費用	0	1,940	47,097	48,023
② F I Tシステム修正対応費用	23,546	45,995	23,166	53,457
③ その他(ホームページ関連委託費等)	1,890	49,896	1,576	5,050
委託費支出	77	1,261	2,371	1,800
諸手数料支出	1,496	2,622	263	500
雑費支出	99	226	253	800
費用負担調整機関事務費合計	855	285	207,512	266,580
	110,370	229,799	68.9	68.7
A/B	54.9	72.2		
①+②+③	39,758	162,692	141,378	178,100
(①+②+③)/A	65.6	98.1	98.9	97.2

(注) 1 費用負担調整機関の資料に基づき当省が作成した。四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2 斜線は科目がないものである。

3 27年度予算額の「F I Tシステム修正対応費用 ③」には、便宜上、F I Tシステム関連予算予備費を含めている。

4 固定価格買取取制度が創設された平成24年度は費用負担調整事務費の一部に国庫補助金が充てられているが、上表では、賦課金を原資とする費用負担調整事務費のみを計上している。

表5-(2)-② システム業務等の委託内容

区分	年度	委託内容
① システム業務	平成24年度	①経済産業省から連絡を受けた電気事業者に関する情報をFITシステムに反映（登録）等、②納付金徴収業務（全電気事業者から受け付けた供給電気量データの審査、審査エラーとなったデータのエラー内容の確認・訂正及び電気事業者への連絡等）、③交付金交付業務（全電気事業者から受け付けた買取実績データの審査等）
	25年度	（24年度の委託内容に次の事項を追加） ①経済産業省・電気事業者からの問合せ・要望事項等に対する対応支援、②経済産業省・電気事業者からの異例作業・データ補正依頼等への対応支援、③エラー対応・異例対応発生時の経済産業省・電気事業者との調整支援、④擬似エラーチェック要件変更及び判定結果の妥当性確認を行うための調査・補助資料作成支援、⑤費用負担調整機関が保持する各種データの提供依頼に対する様式作成・データ集計（含むSQL作成）支援、⑥FITシステムに関する課題・懸案事項発生時の管理支援
	26年度	同上
	27年度	同上
区分	年度	委託内容
② システム保守	平成24年度	①インフラ運用（データバックアップ等）、②ライセンス保守、③システム保守（システム稼働監視及びホームページ保守等）
	25年度	24年度と同様（ホームページ保守を除く。）
	26年度	同上
	27年度	同上
区分	年度	委託内容
③ システム修正	平成24年度	①交付金算定における回避可能費用単価買取年月毎適用対応の修正、②交付金算定における事業税及び原価折込額対応の修正
	25年度	①既存チェック項目変更、②新規チェック項目（消費税相当額等）追加等
	26年度	①回避可能原価（単価）設定、②買取実績データメンテナンス、③買取実績データ審査（チェックID追加・修正等）等
	27年度	①出力制御対応機器設置義務の有無による異なる調達価格の適用、②運転開始後の発電出力増加への対応、③バイオマス設備の別区分化等

（注）当省の調査結果による。